

過疎地域持続的発展計画

—令和3年度～令和7年度—



令和3年12月

島 根 県 雲 南 市

令和 4年 6月(一部変更)

令和 5年 3月(一部変更)

令和 5年 6月(一部変更)

令和 6年 6月(一部変更)

目 次

1. 基本的な事項	1
(1) 雲南市の概況	1
(2) 人口及び産業の推移と動向	4
(3) 雲南市行財政の状況	6
(4) 地域の持続的発展の基本方針	9
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	11
(6) 計画の達成状況に評価に関する事項	13
(7) 計画期間	13
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	14
2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	15
(1) 移住・定住、地域間交流の促進、人材育成	15
3. 産業の振興	17
(1) 農業の振興	17
(2) 林業の振興	19
(3) 地場産業の振興、企業誘致及び起業の促進	19
(4) 商工業の振興	21
(5) 観光及びレクリエーションの振興	22
(6) 計画	25
(7) 産業振興促進事項	26
4. 地域における情報化	27
(1) 地域情報化の推進	27
(2) 計画	28
5. 交通施設の整備、交通手段の確保	29
(1) 道路網の整備	29
(2) 交通確保対策の推進	29
(3) 計画	31
6. 生活環境の整備	33
(1) 水道施設の整備	33
(2) 下水処理施設の整備	34
(3) 廃棄物処理対策の推進	34
(4) 火葬場の整備	35

(5) 消防・防災・防犯対策の推進	36
(6) 住宅の整備	37
(7) 計画	39
(8) 公共施設等総合管理計画等との整合	39
7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	41
(1) 子育て支援の充実	41
(2) 高齢者福祉の充実	41
(3) 障がい者（児）福祉の充実	42
(4) 健康づくりの推進及び地域福祉の充実	43
(5) 計画	45
(6) 公共施設等総合管理計画等との整合	45
8. 医療の確保	47
(1) 地域医療の充実	47
(2) 計画	48
9. 教育の振興	49
(1) 学校教育の充実	49
(2) 社会教育の推進	50
(3) 生涯スポーツの推進	51
(4) その他	52
(5) 計画	53
(6) 公共施設等総合管理計画等との整合	53
10. 集落の整備	55
(1) 集落の維持・活性化	55
(2) 地域自主組織等の支援	55
(3) 計画	56
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	56
11. 地域文化の振興等	57
(1) 地域文化の振興等	57
(2) 計画	58
12. 再生可能エネルギーの利用の推進	59
(1) 再生可能エネルギーの利用	59
13. 過疎地域持続的発展特別事業一覧表	60

1. 基本的な事項

(1) 雲南市の概況

①自然的条件

ア 地勢

雲南市は、島根県の東部に位置し、松江市、出雲市に隣接し、南部は広島県に接している。

雲南市の南部は毛無山（1,062m）を頂点に中国山地に至り、北部は出雲平野に続いていることから、標高差が大きくなっている。雲南市内には、斐伊川本流と支流の赤川・三刀屋川・久野川、その支流である阿用川、吉田川などが流れているほか、神戸川に注ぐ稗原川、波多川が流れている。

加茂町から大東町、木次町、三刀屋町にかけて、斐伊川と赤川、三刀屋川の合流地点を中心とした平坦部が広がっているが、南部は中国山地に至る広範な山間部である。

総面積は 553.18 km² で島根県の総面積の 8.3% を占め、その大半を林野が占めている。

イ 気象

北部の大東町や加茂町の平均気温は 14℃ 前後であるが、南部の吉田町や掛合町は 12～13℃ である。年間降水量は約 1,700～2,000mm 程度である。冬季には北部の加茂町でも積雪があり、南部の掛合町や吉田町、大東町や木次町の山間部等では降霜や積雪により農作物や交通等への影響もあるが、近年は暖冬傾向により根雪になることはほとんどない。

②歴史的条件

雲南市内にはヤマタノオロチの伝説で知られる斐伊川が流れ、各地に神話や伝説が残り、加茂岩倉遺跡などの多くの遺跡や古墳が発掘されている。こうした遺跡や神社、地名の由来は、「出雲國風土記」にたどることができる。

古くから斐伊川の支流周辺の低地では農耕が営まれ、山間地ではたたら製鉄や炭焼きが盛んに行われてきた。

雲南市内の行政区域は、明治 5 年の廃藩置県や明治 22 年の町村制施行、昭和 27 年～33 年の合併などを経て、平成 16 年 11 月 1 日には大東町・加茂町・木次町・三刀屋町・吉田村・掛合町の 6 町村が合併し、現在の行政区域となっている。

③社会的条件

ア 道路

山陰と山陽を結ぶ国道 54 号が、松江市宍道町で国道 9 号から分岐して雲南市内を南北に貫き、国道 314 号が三刀屋町から南東に伸びている。国道 54 号により南北の幹線道路軸は充実しているが、県道・市道などによって結ばれている東西の幹線道路軸の整備が必要である。また、雲南市の中心を南北に貫く中国横断自動

車道尾道松江線が平成 27 年 3 月に全線開通し、新たに山陽、四国方面と高速道路で結ばれた。現在、加茂町内において中国横断自動車道尾道松江線のスマートインターチェンジ設置が進められている。

イ 公共交通機関

雲南市内の公共交通機関はバスと鉄道がある。

バス交通については、本市と隣接自治体の間を運行する民間バス、中国横断自動車道尾道松江線を経由して島根県と広島県・福岡県の間を運行する高速バス、市内を運行する市民バス及びデマンド型乗合タクシーがある。さらに、社会福祉法人、NPO 法人及び地域自主組織等が運行主体となり、地域の実情に合わせた地域生活交通の確保に取り組まれている。

鉄道については、宍道駅で J R 山陰本線と接続する J R 木次線があり、奥出雲町を経由して広島県までつながっている。

④経済的条件

ア 農林水産業

有機農業への先駆的な取り組みが行われ、安全・安心な農産物の生産地としての評価を得ており、米や畜産、野菜、花き栽培など良質な農畜産物が生産され、乳製品やワイン、味噌などの多彩な加工品も作られている。

零細な経営基盤が多く、農家の高齢化が進む一方、産直市や関西方面への販売など独自の販路も確保しながら、集落営農組織や農業法人、U I ターン等の新規就農者による営農に取り組まれている。

一方、野生鳥獣による農作物等への被害が深刻化しており、猟友会による捕獲駆除や防護柵設置による防除等、様々な獣被害防止対策を施している。

林業では、国産材の需要は近年増加傾向にあり、森林組合等による素材生産も伸びている状況のなか、豊富な森林資源の新たな活用策として、木質チップボイラー等の整備を中核とし、市民参加による林地残材の収集運搬や地域通貨を活用した森林バイオマスエネルギー事業の取り組みを進めている。

水産業では、一級河川である斐伊川流域において、稚魚の放流などによる水産資源量の維持に努めている。

イ 工業

加茂町・木次町等に工業団地が整備されており、誘致企業をはじめとする事業所が立地している。特に木次町には、一般機械製造業、電気機械製造業等の集積が進んでおり、令和元年工業統計調査の製造品出荷額等は県内第 4 位である。産業分類別でみると、食料品、衣料、木材、一般機械などの事業所が多くみられる。また、中国横断自動車道尾道松江線沿線のスマートインターチェンジ設置と平行して、加茂町に新たな企業団地の整備を進めている。

ウ 商業

消費の市外流出によって地域商業の低迷が顕著になっていることから、中心市街地活性化事業として、木次町及び三刀屋町を中心市街地エリアとする新たな商業集積施設の整備に取り組み、令和元年度には中心市街地商業施設「コトリエット」をオープンし、ビジネスホテルの整備も今後予定している。また、既存商店街においても空き店舗再生に向けた多様な取り組みを展開し、地域商業エリアの新たな活気づくりに取り組んでいる。

エ 観光

豊かな自然・歴史資源に恵まれており、観光資源が豊富にある。また、温泉、道の駅、公園、ゴルフ場、博物館等の観光・レクリエーション施設も多数整備されており、近年のアウトドア人気から、キャンプ場や滝などに訪れる観光客が増えている。島根県観光動態調査によると、令和元年度には年間 146 万人、令和 2 年度にはコロナ禍の影響により年間 99 万人が雲南市を訪れている。

⑤過疎の状況

雲南市の国勢調査による人口は、昭和50年から平成27年の40年間で51,379人から39,032人となり、24.0%（12,347人）減少している。加えて、平成27年国勢調査では、15歳以上30歳未満の人口が占める若年者比率が10.0%と縮小傾向にある一方、65歳以上の人口が占める高齢者比率は36.5%と上昇している。

高齢化の進行と20～30歳代を中心とする若年層の減少により、地域社会の持続的な継承と発展は困難な状態となりつつある。特に、子育て世代を含む若者の流出は出生率の低下につながり、担い手不足による地域活力や集落機能の低下、農地や森林の荒廃、空き家の発生、児童減少による学校教育への影響など、住民生活に様々な問題が生じている。

こうした過疎化の進行からの脱却を図るため、昭和45年に制定された過疎地域対策緊急措置法、昭和55年に制定された過疎地域振興特別措置法、平成2年に制定された過疎地域活性化特別措置法、平成12年に制定された過疎地域自立促進特別措置法に基づき、定住条件として重要な生活インフラである道路網や上下水道、市立病院など生活環境の整備をはじめ、産業振興のための基盤整備、集落の維持・活性化のための拠点整備、交通通信体系や教育文化施設の整備等、ハード事業を進めるとともに、平成22年の改正過疎法により拡充されたソフト事業についても積極的に活用し、過疎対策に取り組んできた。

今後は、「雲南市総合計画」「雲南市まち・ひと・しごと創生 総合戦略」等のもと、引き続き、真に必要な社会基盤の整備を図るとともに、公共施設等総合管理計画に基づく適正な保有量、適正な維持管理の視点による公共施設等の整備、更新、長寿命化を図るためのハード事業に取り組む。加えて、地域自主組織による住民主体の地域づくりをはじめ、創意工夫によるソフト事業を一層進め、多様な主体との連携協働により、将来にわたり過疎地域を持続的発展なものとするためにSDGsの理念と目標を共有しながら、あらゆる分野、施策での総合的な過疎対策の取り組みを進めていくことが必要である。

⑥社会経済的発展の方向

雲南市は、かつて第1次産業である農林畜産業を基幹産業としていたが、高度経済成長期を経て、若年層の流出による後継者不足と就業者の高齢化に加え、農林産物の価格低迷が拍車となり、第2次、第3次産業への比重が高まった。近年では、公共事業等の減少に伴い第2次産業の減少が続き、平成27年国勢調査による就業人口は、第3次産業の就業人口が半分以上を占めており、今後も産業構造は変化すると考えられる。

コロナ禍により、都市圏企業のオフィス分散化や地方移住への関心が高まり、テレワークやワーケーション等の新しい働き方が浸透しつつあることから、インターネットの高速化をはじめとした環境整備に取り組み、こうした社会変化に的確に対応していく必要がある。

また、中国横断自動車道尾道松江線の開通により、地域経済の好循環が見込まれることから、企業誘致の推進に加え、さらなる交流人口や関係人口の拡大に向け、都市部と農山村地域との交流を促進していく必要がある。

そして、これまで雲南市が継承してきた「人と自然と歴史と食の幸」からなる地域資源を最大限活かし、産業経済の発展を図ることが求められている。

(2) 人口及び産業の推移と動向

①人口の推移

雲南市の人口は、昭和35年から昭和50年の間に20.9%と大幅な人口減少を示した。その後、昭和50年から昭和55年には0.2%の増加に転じたが、昭和60年以降の国勢調査では人口減少がつづき、1.0% (S60)、2.7% (H2)、2.7% (H7)、4.0% (H12)、4.1% (H17)、5.6% (H22)、6.9% (H27) と減少率は大きくなってきている。

よって、昭和50年から平成27年までの40年間（長期）では24.0%、平成2年から平成27年までの25年間（中期）では21.3%の人口減少率となっている。

この構成を年齢階級別にみると、若年層が減少し、逆に中高年層が増加するいわゆる少子高齢化が進んでいる。特に、昭和50年から平成27年までの40年間に15歳から29歳までの人口は57.7% (5,348人) も減少し、これに伴って出生数も低下し、年少人口は58.9% (6,583人) も減少した。

また、高齢者比率が増加する一方で、今後は65歳以上の高齢者人口も徐々に減少していくことが見込まれることから、将来的には各世帯の維持が困難となり、地域社会そのものの存続が憂慮される。

表 1-1 (1) 人口の推移（国勢調査）

区分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	64,944人	51,379人	▲20.9%	49,612人	▲3.4%	44,403人	▲10.5%
0歳～14歳	22,501人	11,180人	▲50.3%	9,230人	▲17.4%	5,768人	▲37.5%
15歳～64歳	37,173人	33,586人	▲9.6%	30,510人	▲9.2%	24,687人	▲19.1%
うち15歳～29歳(a)	—	9,264人	—	6,801人	▲26.6%	5,863人	▲13.8%

65 歳以上(b)	5,261 人	6,613 人	25.7%	9,870 人	49.3%	13,929 人	41.1%
(a)／総数 若年者比率	—	18.0%	—	13.7%	—	13.2%	—
(b)／総数 高齢者比率	8.1%	12.9%	—	19.9%	—	31.4%	—

区分	平成 27 年	
	実数	増減率
総数	39,032 人	▲12.1%
0 歳～14 歳	4,597 人	▲20.3%
15 歳～64 歳	20,147 人	▲18.4%
うち 15 歳 ～29 歳(a)	3,916 人	▲33.2%
65 歳以上(b)	14,228 人	2.6%
(a)／総数 若年者比率	10.0%	—
(b)／総数 高齢者比率	36.5%	—

②産業構造の動向

雲南市の就業人口の動きをみると、総数では昭和 35 年から平成 27 年までの 55 年間に 13,220 人が減り、平成 27 年には 19,755 人となっている。これを産業別にみると、第 1 次産業が 18,822 人減少したのに対し、第 2 次産業は 1,899 人、第 3 次産業は 3,703 人増加している。この結果、第 3 次産業就業人口が全体の 60.1%、次いで第 2 次産業就業人口が 28.1%と、ともに第 1 次産業就業人口を大きく上回るに至った。

今後も、生産年齢人口の減少により就業人口は年々減少することが予想される中、高齢化や新型コロナウイルス感染症等の影響により、医療福祉、情報通信業等のサービス業、すなわち第 3 次産業への就業人口比率は増加することが見込まれる。

表 1-1 (2) 産業別人口の動向（国勢調査）

区分	昭和 35 年	昭和 50 年		平成 2 年		平成 17 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	32,975 人	28,490 人	▲13.6%	27,014 人	5.2%	23,497 人	▲13.0%
第 1 次産業 就業人口比率	64.1%	38.8%	—	20.7%	—	14.6%	—
第 2 次産業 就業人口比率	11.1%	25.9%	—	36.4%	—	31.3%	—
第 3 次産業 就業人口比率	24.8%	35.3%	—	42.9%	—	54.1%	—

区分	平成 27 年	
	実数	増減率
総数	19,755 人	15.9%
第 1 次産業 就業人口比率	11.7%	—
第 2 次産業 就業人口比率	28.1%	—
第 3 次産業 就業人口比率	60.1%	—

表 1-1 (3) 人口の見通し（将来人口推計）

区 分		平成 27 年 (2015)	令和 2 年 (2020)	令和 7 年 (2025)	令和 12 年 (2030)	令和 17 年 (2035)	令和 22 年 (2040)
総 数		39,032 人	36,353 人	33,610 人	30,976 人	28,419 人	25,814 人
0～14 歳	人口	4,597 人	4,118 人	3,694 人	3,273 人	2,865 人	2,541 人
	割合	11.8%	11.3%	11.0%	10.6%	10.1%	9.8%
15～64 歳	人口	20,171 人	17,606 人	15,662 人	14,209 人	12,920 人	11,326 人
	割合	51.7%	48.4%	46.6%	45.9%	45.5%	43.9%
65 歳以上	人口	14,264 人	14,629 人	14,254 人	13,494 人	12,634 人	11,947 人
	割合	36.5%	40.3%	42.4%	43.5%	44.4%	46.3%
75 歳 以上	人口	8,329 人	8,042 人	8,615 人	8,967 人	8,757 人	8,026 人
	割合	21.3%	22.1%	25.6%	28.9%	30.8%	31.1%

注) 平成 27 年は国勢調査の実績値。ただし、同年の年齢区分別人口は年齢不詳人口を按分し補正した数値

注) 令和 2 年以降は、国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計数値（平成 30 年推計）

(3) 雲南市行財政の状況

①行政

雲南市は平成 16 年 11 月 1 日、平成の大合併により島根県内唯一の新たな市制施行によって誕生し、「生命と神話が息づく新しい日本のふるさとづくり」をめざし、市民と行政の協働によるまちづくりを進めている。市町村合併での自治体再編により、行政区域が広範化する中で、より効果的、効率的な行政サービスの維持向上を図るため、毎年度、行政組織の見直しを実施している。

一般行政は、市長のもとに 9 部 1 局 30 課 9 室の本庁体制と、それぞれ 2 課からなる 6 つの支所（総合センター）体制で執行している。

また、会計課と水道局（上下水道部）が設置され、水道局には 4 課が置かれている。教育行政は、教育委員会の事務局に 5 課 1 室が設置されている。

そのほか、執行機関として、農業委員会、監査委員会、公平委員会、選挙管理委員会が設置されている。（※いずれも令和3年4月1日現在）

広域行政は、介護保険、消防、環境衛生（下水道・し尿処理）及び広域的な地域振興事業を担う雲南広域連合（雲南市・奥出雲町・飯南町）と、ケーブルテレビ及び環境衛生（ごみ処理・斎場）事業を担う雲南市・飯南町事務組合により運営されている。

なお、病院事業については、公立雲南総合病院組合（雲南市、奥出雲町、飯南町の一部事務組合）の解散に伴い、平成23年度より市立化し、雲南市立病院として開設している。

引き続き、「雲南市行財政改革実施計画」に基づき、効率的かつ効果的な行政運営をめざすとともに、地方分権型社会など時代の変化に対応できる行政の仕組みづくりに向け、より一層行財政改革に取り組む必要がある。

雲南広域連合、雲南市・飯南町事務組合（令和3年4月1日現在）

分 野	名 称	構成市町
介護保険	雲南広域連合	雲南市、奥出雲町及び飯南町
消防（防災防火・救急）		
環境衛生（下水道・し尿処理）		
観光		
ごみ処理	雲南市・飯南町事務組合	雲南市及び飯南町
火葬場		
情報（ケーブルテレビ）		

②財政

雲南市の財政状況は、平成22年度と令和元年度の決算額を比べると、実質公債費比率が8.4ポイント、将来負担比率が56.4ポイント下降したが、経常収支比率が9.2ポイント上昇した。地方債現在高は約80億4千万円の減となっている。

これは、平成17年に財政非常事態宣言を発して以降、全市民の理解のもと抜本的な行財政改革に取り組んだ成果であり、平成23年度末をもって財政非常事態宣言を解除するに至った。

しかしながら、実質公債費比率をはじめとする各財政指標は、依然として高水準にあり、令和元年度決算においては、平成17年度決算以来、14年ぶりに財源不足により減債基金の繰入を行った。

令和2年度からの普通交付税一本算定の完全移行においては、今後も人口減少等の要因により普通交付税は減少し、近年では新型コロナウイルス感染症の地域経済への影響により税収の減額も懸念されるなか、市の一般財源総額は減少していくことが見込まれる。

こうした状況を踏まえ、行政評価を実施しながら、計画的な行財政運営を行い、健全財政を維持していく必要がある。

表 1-2 (1) 財政の状況〔決算額〕

(単位：千円)

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和元年度
歳入総額 A	33,246,977	31,404,418	31,309,686
一般財源	20,147,897	19,959,066	18,259,936
国庫支出金	4,913,801	2,429,769	2,421,310
都道府県支出金	2,529,668	2,226,432	1,938,102
地方債	3,165,300	4,431,900	5,694,300
うち過疎債	636,900	1,052,200	3,232,000
その他	2,490,311	2,357,251	2,996,038
歳出総額 B	32,742,767	31,022,050	30,937,757
義務的経費	14,280,706	13,486,406	11,863,320
投資的経費	6,154,752	5,337,533	6,339,794
うち普通建設事業費	5,960,878	5,304,426	6,137,379
その他	11,052,098	10,918,202	9,119,384
過疎対策事業費	1,255,211	1,279,909	3,615,259
歳入歳出差引額 C (A-B)	504,210	382,368	371,929
翌年度へ繰越すべき財源 D	247,779	34,120	32,911
実質収支 C-D	256,431	348,248	339,018
財政力指数	0.26	0.25	0.25
公債費負担比率	28.5	24.9	19.7
実質公債費比率	19.5	12.4	11.1
経常収支比率	86.3	86.6	95.5
将来負担比率	163.6	79.0	107.2
地方債現在高	44,284,668	34,745,691	36,244,722

出典：地方財政状況調査（総務省）

③公共施設

これまで実施してきた過疎対策事業により、道路網や上水道等、生活インフラをはじめとする社会基盤の整備を進めてきた。

市道については、改良率が昭和 55 年度末 23.2%から令和元年度末 61.7%へ、舗装率が同時期において 28.2%から 86.9%へ整備が図られてきた。

水道施設についても、令和元年度末には水道普及率 95.4%、水洗化率 82.5%と計画的に整備が図られてきた。

公立の学校・保育施設は、保育所が 8 園、幼稚園が 4 園、認定こども園が 6 園、小学校が 15 校、中学校が 7 校設置されている。公立の高等学校は、県立高校として大東高校、三刀屋高校、三刀屋高校掛合分校の 3 校のほか、出雲養護学校雲南分教室が平成 27 年度に開設された。

また、公立の医療機関として、雲南市立病院と平成 31 年 4 月より市立病院へ経営統合した雲南市立病院附属掛合診療所及び波多出張診療所が立地している。

表 1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年 度末	平成 22 年 度末	令和元年 度末
市町村道					
改良率 (%)	23.2	46.0	53.7	55.8	61.7
舗装率 (%)	28.2	59.6	74.4	77.1	86.9
耕地 1 h a 当たり 農道延長 (m)	34.9	26.2	14.9	38.4	42.9
林野 1 h a 当たり 林道延長 (m)	2.9	4.0	3.4	3.6	3.7
水道普及率 (%)	66.3	77.9	87.7	91.1	95.4
水洗化率 (%)	0	0.9	42.5	72.9	82.5
人口千人当たり病院、診療所の 病床数 (床)	5.7	6.0	7.3	13.0	13.7

出典：主要公共施設等状況調査（雲南市）

(4) 地域の持続的発展の基本方針

雲南市は、人口減少、少子高齢化、行政課題の多様化、財政の硬直化といった課題に対応するために自治体合併を選択し、「生命と神話が息づく新しい日本のふるさとづくり」を理念に掲げ、新たなまちづくりを進めてきた。

これらの課題を乗り越えていくため、「笑顔あふれる地域の絆」、「世代がふれあう家族の暮らし」、「美しい農山村の風景」、「多彩な歴史遺産」、「新鮮で安全な食と農」というふるさとが継承してきた 5 つの恵みをさらに磨き高め、交流を盛んにしていくまちづくりを進めてきた。

そして、自らの地域は自らの手で良くしていこうと、それぞれの地域課題の解決に向け、地域自主組織の創意工夫による地域づくりが進められている。子どもたちは、地域に見守られながら、将来自立し生き抜く力を身に付けるキャリア教育に取り組み、高校生や大学生、若者たちは自分の夢と社会貢献を実現するために市内外へネットワークを広げ、自らの想いをもって地域の課題解決に積極的に挑戦している。産業の分野では、業種を超えて事業者同士が手を取り合い、雲南市ならではの産業振興の取り組みが展開されている。

グローバル経済が進展する社会において、経済の好循環と地域の自立に向け、平和や地球環境、食料、エネルギーなど地球規模の課題に対し、変化が求められる時代であるからこそ、雲南市は、これまで継承してきた恵みを活かし、互いに学び合い、外とつながっていくことで、交流を進め、過疎地域と都市がともに支えあう「共生・互助」の関係を豊かに築き、持続可能な地域社会を形成していく。

我が国の人口減少、少子高齢化社会といった課題に真っ先に直面する雲南市は、市民力を結集し、様々な挑戦を通して、「安全・安心」、「活力と賑わい」、「健康長寿・生涯現役」の実現をめざしている。

そして、こうした 5 つの恵みからなる地域資源等を活用した地域活力のさらなる向上により、「課題先進地」から「課題解決先進地」のまちづくりに向けて取り組んでいく。

このような方針のもと、これまでの対策を踏まえ、次の施策を重点的に展開する。

①みんなで築くまち（協働・行政経営）

持続可能な地域づくりに向けて、行政とともに地域自主組織、NPO法人、まちづくり団体等が主体的に課題解決に取り組む環境づくりを推進する。また、次世代を担う若者のまちづくりへの参画を促進するとともに、社会課題に関心をもつ起業家や企業等との連携協働を進め、多世代・多様な主体による地域づくりを推進する。

さらに、雲南市の地域資源を活かした交流活動や体験型事業を積極的に行い、交流人口、関係人口の拡大による都市部の雲南ファンの獲得や移住希望者への支援に取り組む。

そして、子育て世代や若者を重点ターゲットに位置づけ、魅力ある住環境の情報発信や「仕事」と「住まい」の一体的な支援などにより、移住・定住の促進を図る。

②安全・安心で快適なまち（定住環境）

過疎地域における定住条件として重要な基盤である道路、水道施設、污水处理施設、廃棄物処理施設などの生活環境施設の整備を進め、暮らしの充実や交流の推進を図る。

さらに、情報通信基盤の整備を進め、携帯電話の利用環境の改善やインターネットの高速化によるデジタル化、新技術の活用など、新たな分野での事業展開を図る。

併せて、消防・防災施設、住宅、市街地、景観等の整備や公共交通ネットワークの充実に向けた取り組みを進める。

また、過疎地域は、二酸化炭素の吸収、水やエネルギーの供給を続け、安全・安心な食材や美しい景観をつくり出している。その恩恵は過疎地域にとどまらず、我が国全体の健全な国土の形成、都市住民の生活や産業活動を支える源である。そして、近年の大規模自然災害や新型コロナウイルス感染症拡大を契機とした我が国全体のリスクを軽減するためにも、過疎地域の有する可能性を広げ、その魅力を高めることで、東京一極集中から過疎地域への人の流れを創出し、リスク分散の受け皿として役割を果たす必要がある。農地・森林等の持つ公益的機能を最大限発揮し、引き続き、過疎地域の条件不利性の克服を図り、住民主体でこの地を生活の場として磨きながら、都市との交流あるいは移住の場としての活用を推進していく。

③支えあい健やかに暮らせるまち（保健・医療・福祉）

住み慣れた地域で暮らし続けていくことができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援のサービスを一体的に提供していく「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、高齢者の自立と社会参加の促進を図るとともに、障がいがあっても地域で安心して暮らしていくための体制づくりや医師・看護師等の確保など医療体制の充実を図る。

加えて、医療・福祉分野で活躍する若手起業家が、郵便局などの市内事業者や地域自主組織等とともに、住民同士の互助をベースとして、生活の困りごとの解決や心と体の健康づくりをサポートする「地域おせっかい会議」の取り組みが進められており、こうした多様な主体と連携・協働し、地域住民による支え合い体制の構築を図る。

また、地域福祉を担う人材の育成確保や環境づくりに取り組み、自助・互助・共助・公助による福祉活動を推進する。

さらに、地域で安心して子育てのできる支え合いの環境づくりをはじめ、多様化する保護者の就労形態にも対応し、子育てと仕事の両立を支援する施設等の整備を進める。

④ふるさとを学び育つまち（教育・文化）

学校、家庭、地域、行政の連携・協働により、将来自立して生き抜くために必要な意欲・態度や能力を身に付けることを目的として、保育所・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校・高校まで一貫したキャリア教育の推進をはじめ、地域人材やICTの活用による教育の質の向上を図る。

また、就学に対して困難さを抱える児童生徒への支援の充実を図るとともに、計画的な学校施設等の整備に取り組む。

さらに、平和教育・人権教育の推進や芸術・スポーツを振興するとともに、まちの文化を学び、磨き、その価値を多くの人に伝えることで、ふるさとに誇りを持った人材の育成を図る。

このほか、地域文化の保存継承に努め、地域文化を活用した取り組みを推進していくとともに、文化芸術活動の拠点形成や特色ある活動に親しむ環境づくりを進める。

⑤挑戦し活力を産みだすまち（産業）

新たな雇用の場の創出に向けた積極的な企業誘致をはじめ、創業支援、事業承継、情報収集、技術・経営改善の支援のほか、求人・求職者のマッチング等の就労支援に取り組む。若者や女性が求めるIT系などの事務系職場の誘致を進めるほか、コロナ禍により急速に浸透しつつあるテレワークやワーケーション、兼業副業などの環境を整え、時間や場所に囚われない新しい働き方への対応を進めていく。新たな企業団地の整備や企業立地・誘致優遇制度の充実も図る。

また、農業・畜産の担い手の確保とともに、組織化による経営力の強化、農業基盤の整備・保全、安全・安心な農畜産物の生産と6次産業化を推進する。加えて、農商工連携による地域資源を活用した新商品開発及び販路拡大、森林資源をはじめとする再生可能エネルギーの導入促進を図る。

このほか、市外からの観光入込客増加に向けた情報発信や受け入れ体制、施設等の整備を進め、交流人口の拡大や地域商業の活性化を促し、地域内経済の好循環を図っていく。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

■ 5つの政策ごとの目標（将来像）

【基本目標①】 みんなで築くまち（協働・行政経営）

市民力の結集の場である地域づくり組織に参画し、様々な地域課題の解決に挑戦します。また、交流人口を拡大し、訪れる人が住みたくなる魅力あふれるまちをめざします。

地域づくり活動や若者チャレンジを支援する一方、多様な主体と連携協働し、時代を先取りする行政経営に挑戦します。

【基本目標②】安全・安心で快適なまち（定住環境）

安心して暮らすことのできる地域や美しい農山村の原風景を守る活動、さらに再生可能エネルギーの活用に取り組みます。

安全・安心な生活を営むための生活基盤の計画的な整備や維持のほか、自然災害や原発事故などに備える体制の整備をすすめる一方、地域自主組織の自主防災活動を支援し、災害に強いまちづくりに取り組みます。また、関係機関との連携により地域防犯体制の支援に取り組みます。さらに、都市機能の充実や定住のための住宅施策を一層すすめます。

【基本目標③】支えあい健やかに暮せるまち（保健・医療・福祉）

一人ひとりが、健康で生きがいをもち、住み慣れた地域で支えあいの輪を広げ、安心して暮らせるまちをめざします。各機関や地域づくり組織が様々な分野で連携し、地域ぐるみで支え合いや健康づくりをすすめます。

子どもたちが健やかに育つよう、子育てしやすい環境を一層充実させます。また、医療体制の充実とともに、介護・障がい者福祉サービス基盤の充実を図り、事業者とともにサービス提供に努め、自立に向け支援します。

【基本目標④】ふるさとを学び育つまち（教育・文化）

人権を尊重し、子どもたちが心豊かで確かな学力と健康な体をもち、社会を生き抜く力を身につけるよう総力をあげて取り組みます。若者たちは、いきいきと未来を語り合い、その個性と能力を発揮し、まちづくりに参画します。

また、芸術・スポーツを振興するとともに、まちの文化を学び、磨き、その価値を多くの人に伝えることで、ふるさとに誇りをもった人を育てます。

確かな学力、豊かな心、健やかな体を育む教育環境の充実を図るとともに、学校・家庭・地域との協働により、子どもから大人まで多様な学びの環境と機会の充実を図ります。

【基本目標⑤】挑戦し活力を産みだすまち（産業）

地域資源を大切にし、6次産業化や地場産業の連携、農商工連携の活動を一層強め、地域経済の好循環を生み出す取り組みをすすめます。また、地域資源をさらに磨きあげ、積極的に市外へ伝え、交流を拡大し、産業として育てるよう努めます。

農林業や観光、中小企業の振興に加え、企業立地のための環境整備を図るとともに、創業者や経営者の活力ある産業振興に向けた挑戦を支援します。

■目標値 (K P I)

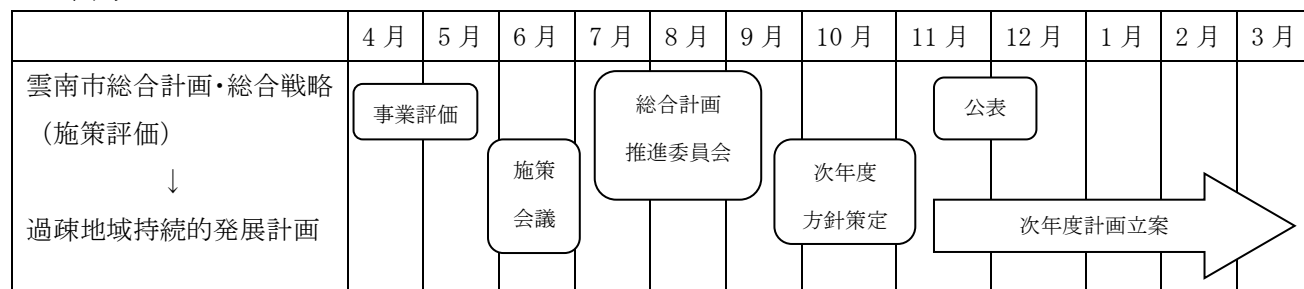
成果指標	現状値 (R 2)	目標値 (R 7)
目標人口	36,007 人	34,400 人
人口の社会動態（転入から転出を減じた人数）	▲179 人	14 人
【基本目標①】 地域課題を地域主体で解決できていると感じる市民の割合	37.5%	50.0%
【基本目標②】 住んでいる地域が便利で住みよいと感じる市民の割合	64.2%	70.0%
【基本目標③】 助け合える地域であると感じる市民の割合	72.0%	75.0%
【基本目標④】 地域課題に対し、解決策を考え、実践したことのある生徒の割合（高校3年生）	74.0%	75.0%
【基本目標⑤】 起業数（単年度）	22 件	20 件

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

計画の達成状況の評価については、「雲南市総合計画」及び「まち・ひと・しごと創生 雲南市総合戦略」に基づく取り組みの調査、検証及び提言のために設置しており、外部有識者等で構成される雲南市総合計画推進委員会において、本計画についても、毎年度、下記のスケジュールにより評価していく。

評価結果については、総合計画、総合戦略及び実施計画へ反映し、計画全体あるいは施策分野別の事業継続や実施方法の見直し、新たな取り組みなど、より効果的・効率的で実効性ある過疎対策の取り組みとする。

■年間スケジュール



(7) 計画期間

本計画の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。
令和4年度以降、随時、計画の達成状況を評価し、令和8年度からの次期計画に繋

げていく。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

本市においては、高度経済成長期以降に整備した施設等は老朽化したものも多く、それに伴うリスクや維持管理費の増大、改修などの課題を抱えている。厳しい財政状況の中、さらなる人口減少等により公共施設等の利用需要は変化していくことが予想されるため、長期的な視点をもって公共施設等の更新・統廃合・長寿命化など計画的に実施することにより、財政負担を軽減・平準化し、公共施設等の最適な配置を実現していく必要がある。

このため、平成 27 年度に策定した「雲南市公共施設等総合管理計画（H28～R37）」では、公共施設等全体に係る将来費用の縮減を図り、将来的に財政規模に見合った公共施設等の運用の実現、及びサービスの確保をめざし、適正な保有量及び適正な維持管理について、以下の基本的な方針に基づく取り組みを実施している。

①保有量、配置の適正化

公共建築物については壊す、廃止するといった考え方だけではなく、重複機能の統合や複数の機能の複合化による利便性の向上など、市全体の視点に立ち、必要性や適正な機能、規模を十分に検討したうえで、計画的、効果的な配置により保有量の適正化を図る。

また、インフラについては生活に欠かせないものであり、設備の特性上、短期的に廃止することができないことから、安全性、必要性等を十分考慮したうえで計画的に整備、更新を行うことにより保有量の適正化を図る。

②維持、管理の適正化

点検・診断等により損傷を未然に防ぎ、必要なものは長く使うという考えのもと、計画的な維持、管理に努め、公共施設等を健全な状態に保つことで長寿命化を図り、公共施設等の生涯コストの縮減、平準化及びサービスの向上を図る。

本計画における公共施設等の整備については、「雲南市公共施設等総合管理計画」の基本的な方針と共通認識のうえで、各種個別施設計画等の内容と相互に整合性を保ち、適正な整備、維持管理を図るものとする。

2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

① 現況と問題点

雲南市では、雲南市総合計画及びまち・ひと・しごと創生 雲南市総合戦略において「人口の社会増」を目標に掲げており、持続可能なまちづくりに向けて「定住基盤の整備」と「人材の育成・確保」を重点戦略に位置づけ、取り組んでいる。

「定住基盤の整備」では、特に市外への流出減が激しい20歳代、30歳代を中心とする若者・女性・子育て世代を重点対象に、安心して子どもを産み育てることができる環境整備により、若者の流出減とUIターン者増をめざし取り組んでいる。依然として、就職や結婚、就学、住宅等を理由に転出超過が続いているが、平成30年度以降、社会減は改善傾向にあり、若い世代をターゲットにした定住施策は一定の成果を上げている。引き続き、子育て環境の整備や質の高い教育の提供、雇用対策、住宅施策、周辺地域対策などの取り組みを強化し、若者の流出を防ぎ、転入人口の増加へ誘導することにより、長期的な出生数の向上につなげる必要がある。

「人材の育成・確保」では、子どもから大人まで地域全体で社会課題を解決する「子ども×若者×大人×企業チャレンジ」の取り組みを進めている。この取り組みは、社会課題の解決と市民生活の向上に向けた取り組みとして全国から注目されており、こうした雲南市のまちづくりに関心をもつ市外・県外の若者や起業家、企業等とのネットワークも広がりつつある。今後も、地域自主組織や、社会起業や地域貢献を志す若者・企業など多様な主体との連携協働による地域づくりを一層進めると共に、引き続き、人材の発掘と育成に取り組む必要がある。

また、定住支援員等による移住・定住に向けた相談窓口体制の強化、地域自主組織や事業所との連携による空き家の活用や特定地域づくり事業協同組合等を活用した周辺地域での雇用の創出等により、若者を中心とした移住者の増加や都市間交流の活性化に取り組む必要がある。

人口動態（自然増減・社会増減）の推移

（単位：人）

		H27	H28	H29	H30	R1	R2
自 然 増 減		▲390	▲362	▲374	▲478	▲466	▲402
内 訳	出 生	224	260	252	219	173	222
	死 亡	▲614	▲622	▲626	▲697	▲639	▲624
社 会 増 減		▲92	▲164	▲338	▲304	▲298	▲179
内 訳	転 入	963	908	711	742	809	746
	転 出	▲1,055	▲1,072	▲1,049	▲1,046	▲1,107	▲925
人口動態		▲482	▲526	▲712	▲782	▲764	▲581

※各年10月1日を基準に集計。

出典：島根県人口移動調査

②その対策

移住・定住対策では、引き続き、子育て世代を重点対象と位置づけ、「仕事」と「住まい」を一体的に支援する体制の充実を図るとともに、ホームページの充実強化や子育て中の女性や若者が雲南の魅力を積極的に発信する市民ライターの養成に取り組み、子育て世代やU I ターン者への的確な情報提供に努める。

そして、子育てに伴う経済的負担の軽減や預かりサービス等の多様化する保育ニーズへの対応、住宅建設や宅地購入、空き家バンク制度の活用による住宅支援等、子育て世代に住みたい、住み続けたいと思ってもらえる施策を展開する。

さらに、若者や女性が魅力を感じる事務系職場の誘致や田舎暮らしを希望するU I ターン者の就労を支援する特定地域づくり事業協同組合の取り組み等により、子育てしながら働きやすい環境づくりを進める。

このほか、結婚活動支援団体との連携による結婚に対する関心を高めるための啓発や、独身男女への出会いの場の提供、相談・マッチング支援等にも取り組む。

人材育成では、持続可能なまち（安心して暮らし続けられる地域）の実現に向け、「子ども×若者×大人×企業チャレンジ」による取り組みを一層進めると共に、まちの持続可能性を高める人材の育成・確保に取り組む。

子どもチャレンジでは、意志をもって主体的な挑戦をしようとする中高生の学びと成長を後押しする。若者チャレンジでは、大学生や若者、市内事業者による起業や新事業開発を支援する。大人チャレンジでは、地域自主組織や市民活動団体など、地域を担う多様な人材が、多世代・多分野との連携により地域課題を解決する取り組みを促進する。企業チャレンジでは、地域と市内外の企業による連携協働を進め、社会課題を解決するビジネスモデルの創出支援に取り組む。

こうしたチャレンジの取り組みを一層加速させていくために、スペシャルチャレンジ助成制度やクラウドファンディング等、チャレンジを支える資金調達や民間ノウハウの積極的な導入に向けた企業人材の登用、チャレンジャー同士がつながり、学び合い、育ちあう場づくり、意志ある人材や投資を呼び込むための民間活力と連携した情報発信などに取り組む。

3. 産業の振興

(1) 農業の振興

① 現況と問題点

農業については、経営耕地面積と農家数、さらに農業産出額とも減少傾向にあり、担い手の高齢化や鳥獣被害等による耕作放棄地の増加など厳しい状況にある。このため、県営事業や市単独事業による圃場、農道及び水路等の整備や農業機械の導入による省力化など農業基盤の整備を図るとともに、猟友会駆除班や電気牧柵等の設置による有害鳥獣被害防止対策、中山間地域等直接支払制度等の活用による農地保全に取り組んでいる。

また、新規就農者や認定農業者に対する経営指導等の支援、集落営農の組織化・法人化や担い手広域連携組織と地域自主組織の連携による地域農業の活性化等、農地集積や経営強化に向けた支援により、引き続き、担い手や農業後継者の確保を図る必要がある。

さらに、ブランド米「プレミアムつや姫 たたら焔米」の生産拡大や水稻育苗ハウスを活用したミニトマト・白ネギ等の栽培に取り組む農業法人の設立により、安全・安心で売れる農畜産物の生産・販売に取り組んでいる。

畜産については、肉用牛・乳用牛とも生産者の高齢化や後継者不足等により飼養農家数は減少しているが、和牛の増頭対策により、肉用牛の飼育頭数は増加傾向にある。特色ある奥出雲和牛のブランド化を図るため、肥育頭数の拡大や肉質の向上により、島根和牛の産地づくりに取り組んでいる。

このほか、健康や環境を守る観点で、早くから有機・自然農法に取り組む農家があり、酪農を中心として農業ブランドも確立されている。また、産直による都市部への野菜の販売活動や海外への米の輸出にも取り組んでいる。

令和3年7月の豪雨災害では、多くの農地や農業用施設等が被害を受け、厳しさを増す農業情勢も相まって、被災者の農業離れが懸念される状況にある。

経営耕地面積の推移

(単位：ha)

区 分	田	畑	樹園地	計
H2 年	3,274	629	268	4,171
H7 年	3,023	573	199	3,795
H12 年	2,602	498	125	3,224
H17 年	2,085	350	69	2,503
H22 年	1,809	295	63	2,167
H27 年	1,590	228	36	1,854

※単位未満は四捨五入。計とその内訳の積算値は必ずしも一致しない。

出典：農林業センサス（農林水産省）

経営規模別農家数の推移

(単位：戸)

年 \ 区分	0.3ha 未満 ※自給的農 家を含む	0.3～ 0.5ha	0.5～ 1.0 ha	1.0～ 1.5 ha	1.5～ 2.0 ha	2.0～ 3.0 ha	3.0 ha 以上	計
H 2 年	1,182	1,371	2,543	820	192	80	27	6,215
H 7 年	1,253	1,359	2,369	651	169	73	25	5,902
H12 年	1,362	1,278	2,058	495	113	58	27	5,391
H17 年	1,561	1,128	1,742	387	101	50	23	4,992
H22 年	1,573	1,059	1,445	321	85	29	33	4,545
H27 年	1,539	803	1,142	270	73	24	43	3,894

出典：農林業センサス（農林水産省）

農家戸数及び専兼業別農家数の推移

(単位：戸)

区	分	H2	H 7	H12	H17	H22	H27
農	家 数	6,215	5,902	5,391	4,992	4,545	3,894
内 訳	専 業	357	352	359	389	481	383
	第 1 種 兼 業	348	349	188	248	162	135
	第 2 種 兼 業 (※自給的農家を含む)	5,501	5,201	4,844	4,355	3,902	3,376

出典：農林業センサス（農林水産省）

②その対策

地域ぐるみによる農地集積、農用地利用の効率化、経営力の強化等により、集落営農の組織化・法人化、担い手農業連携組織の育成を進めるとともに、認定農業者の育成や就農希望のU I ターン者及び地元の就農者への支援を行う。

また、圃場や農道・水路等の基盤整備、農業機械の高性能化やスマート農業の導入による生産コストの低減に取り組み、効率的・安定的な経営基盤を整備する。併せて、鳥獣被害対策、耕作放棄地対策、農地の保全・確保に向けたあらゆる支援制度の活用促進を図りながら、農業の生産性の維持・向上に努める。

加えて、安全・安心で売れる農畜産物の生産をめざし、栽培技術の向上やエコファーマーの育成、低肥料・低農薬栽培等の環境にやさしく経済的な農業を推進するとともに、米の病虫害防除や適地適作による農作物の品質向上、水田園芸の推進、ブランド米の生産等に取り組む。

さらに、県有種雄牛の活用や優良雌牛の導入・保留、山地放牧、全国和牛能力共進会への出品強化、養鶏への支援等により特色ある畜産振興を図る。

このほか、農畜産物・農産加工品の販売及び販路拡大に向けた「地産地消」「地産都消」の推進、農産加工・農家レストランをはじめとするコミュニティビジネスの展開、農業の6次産業化拠点施設の整備、食肉の解体・加工・販売への支援に取り組むなど、農商工連携の強化を図っていく。

なお、JA及び雲南圏域1市2町で構成する雲南農業振興協議会においては、営農支援や農畜産物の販売促進、奥出雲和牛ブランドの確立など、広域的な農業振興及び産地形成に取り組んでおり、引き続き、連携強化を図る。

令和3年7月豪雨災害での農業被害への対応については、早期の災害復旧による農業環境整備に取り組むほか、農業継続に向けた支援を行っていく。

(2) 林業の振興

①現況と問題点

森林管理法に基づく新たな森林管理システムにより、森林環境譲与税を活用した適正な森林管理に取り組み、林業振興の推進を図っていく必要がある。

適切な森林施業と山林資源の活用のため、森林の団地化や林道、作業道等の路網整備に取り組んできた。近年、国産材の需要は増加しており、市産材の利用促進による循環型林業の定着・拡大を図るためには、木材流通拠点施設を核とした流通供給体制を確立する必要がある。

また、新規林業従事者や森林整備に携わる林業事業体の確保など、より高度な知識・技能を有する新たな担い手の確保・育成が必要となっている。

②その対策

林業振興モデル団地や民国連携協定等を通じて、国や森林組合等との連携により適正な森林管理に努めるとともに、林道や森林作業道等の路網整備の推進、高性能林業機械の導入支援やスマート林業の推進等の取り組みにより、施業の効率化や経営環境の改善を図る。併せて、市内2か所の木材流通拠点施設を拠点とした市産木材の供給体制を確立するとともに、公共施設や住宅等への市産木材利用の促進を図る。

また、技術講習会等を開催し、森林保全に携わる事業体の担い手支援や新たな担い手の育成及び確保に努める。

さらに、水源涵養などの森林の持つ機能保持に加え、森林空間の多様な活用や森林バイオマスエネルギー事業など森林の多面的機能に着目した取り組みを推進する。

こうした取り組みの一層の活性化を図るため、斐伊川流域の市町村、森林組合、林業事業体等で構成する斐伊川流域林業活性化センターを中心に、多様な森林の整備や木材の生産・加工・流通体制等の効率的な整備に向けて、引き続き、流域特性を活かした森林整備、林業生産等の連携強化に取り組む。

このほか、食用きのこ類や竹材等の特用林産物の利活用の推進を図っていく。

(3) 地場産業の振興、企業誘致及び起業の促進

①現況と問題点

国際市場において評価の高い技術を有する市内の製造業の活動により、製造品

出荷額は伸びてきているが、事業所数、従業者数は減少している。また、小規模な製造業においては、価格競争を強いられる中で厳しい経営環境に置かれている。

企業誘致については、魅力ある企業団地の拡張整備や空き店舗等の遊休施設の活用、若者や女性に好まれるIT、ソフト産業等の事務系職場の誘致により新たな雇用の拡大に積極的に取り組んでいる。

さらに、雲南市農商工連携協議会の取り組みや市補助事業により地域資源を活かした商品開発を推進するとともに、ふるさと納税制度を活用した情報発信と販路開拓に取り組んでいる。

製造業事業所及び従事者と製造品出荷額の推移 (単位：事業所、人、百万円)

区分	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和元年
事業所数	157	131	100	96	80
従業者数	4,007	3,632	3,626	3,492	3,409
製造品出荷額等	91,038	75,525	85,557	92,679	103,265

出典：工業統計調査（経済産業省）

②その対策

中国横断自動車道尾道松江線全線開通の効果を活かし、神原企業団地や南加茂企業団地の拡張整備に併せ、企業団地間のネットワーク道路や上下水道の整備に努めるとともに、戦略的産業の育成のための企業立地優遇制度の充実を図る。

また、空き家や空き店舗など遊休施設を有効活用し、若者や女性に好まれるITを含むソフト産業事務系企業等の立地促進に取り組む。

さらに、商工会とともに経営相談対応や創業サポートに努め、雇用創出を促進する。特に、各種専門員等を配置するなど、地場企業への積極的な訪問によるニーズ把握や情報収集に努め、技術・経営改善、独自製品開発に向けた支援を行っていく。

加えて、職業紹介による求人・求職者のマッチングを推進するとともに、若者やUIターン者に向けた就労支援に関する情報提供を行っていく。

雲南圏域1市2町及び地元事業所等で構成する雲南雇用対策協議会を中心に、高校生の地元就職や定着に向けた就職情報交換会や、企業の若手社員を対象とした研修事業等の実施により、引き続き地元雇用対策への積極的な取り組みを進めていく。

このほか、関係機関及び事業者間の情報交換と連携強化により、新分野進出等に向けた取り組みや産学官のネットワークを活かした異業種交流の推進を図っていく。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける事業者への支援については、デジタル化の推進や事業の再構築、新業態への転換に対する支援など、事業継続に向けた支援策に取り組む。

(4) 商工業の振興

①現況と問題点

人口減少や消費の市外流出などにより、卸売業・小売業ともに年間商品販売額は減少傾向にある。近年、大型ディスカウントショップやドラッグストア等の市内進出が進んでおり、市内資本商業者の経営環境は悪化している。特に、市内の山間部の地域では、小売店舗の閉鎖・休止が生じている。さらには、運送業界の人手不足等により、過疎地域への配送維持が課題となっており、いわゆる「買い物難民」を支援する仕組みづくりが必要となっている。

また、中心市街地活性化事業として新たな商業集積施設の整備に取り組み、令和元年7月に中心市街地商業施設「コトリエット」を中国横断自動車道尾道松江線の三刀屋木次IC周辺に整備し、購買力の流出抑制と賑わいの創出を図っている。しかしながら、ビジネスホテル進出計画の遅れや新型コロナウイルス感染症拡大により、一部テナント事業者が撤退するなど経営は厳しい状況にある。さらに、コロナ禍の影響により市内の飲食宿泊業を中心に業績が悪化している業種があり、状況を把握しながら、雇用の維持や事業継続に向けた支援を実施していく必要がある。

今後、雲南市中小企業振興基本条例に基づく地域経済振興会議の議論を継続的に行い、市民・事業者・行政が一体となった商業振興に努める必要がある。

年間商品販売額の推移

(単位：百万円)

区分	平成9年	平成11年	平成14年	平成16年	平成19年
卸売業	12,969	22,361	23,535	24,853	20,903
小売業	45,501	41,715	41,687	39,358	37,634
計	58,470	64,076	65,222	64,211	58,537

区分	平成24年	平成26年	平成28年
卸売業	9,047	9,771	11,598
小売業	28,384	31,447	31,320
計	37,431	41,218	42,918

出典：商業統計調査（経済産業省）・経済センサス活動調査（総務省・経済産業省）

島根県との生産性比較

項 目	島 根 県	雲 南 市
事業所（商店）数	7,960 店	408 店
従業者数	48,462 人	1,999 人
年間商品販売額	1,417,884 百万円	42,918 百万円
売場面積（小売業）	811,249 m ²	31,339 m ²
1 商店あたり販売額	178 百万円	105 百万円

従業者 1 人あたり販売額	29 百万円	21 百万円
1 商店あたり従業者数	6.1 人	4.9 人
1 商店あたり売場面積	101.9 m ²	76.8 m ²

出典：平成 28 年経済センサス活動調査（総務省・経済産業省）

地元購買率の推移

（単位：％）

	H27	H28	H29	H30	R1	R2
地元購買率	80.4	82.5	86.3	86.4	89.7	90.8

出典：市民アンケート調査

②その対策

「雲南市中心市街地活性化基本計画」に基づき、中国横断自動車道尾道松江線の三刀屋木次 IC 周辺ではビジネスホテルの整備も今後予定されており、魅力的な商業集積による交流拠点として、引き続き整備促進を図るとともに、創業支援、経営支援の強化、集客イベントの実施等、中心市街地への集客対策に向けて取り組んでいく。

また、雲南市商工会をはじめとする関係組織と連携した巡回経営指導に努め、商工業者への金融支援、店舗改装・設備改修等の補助、家賃補助、移動販売支援等の制度による経営支援を行うとともに、商工業者によるインターネット等の情報通信網を活用した魅力ある商品の情報発信や地元購買の促進に取り組むことにより、顧客の獲得や販売力の向上を図っていく。

運送においては、自動車による物流を補うため、ドローンを活用した物流の仕組みづくりを進める。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける事業者への支援については、国や県による支援策の導入支援に努めるとともに、事業継続に向けた必要な支援に取り組む。

さらに、各種専門員を配置し、地場産業の育成や起業、事業承継等の経営支援を講じるとともに、定住対策との連携による U I ターン者等の就業対策に努める。

このほか、中国横断自動車道尾道松江線沿線立地のメリットを活かした商業展開、既存商店街における空き店舗の活用、無店舗地域における商業機能の再生に向けて取り組んでいく。

(5) 観光及びレクリエーションの振興

①現況と問題点

雲南市 PR 大使やホームページ、パンフレット、SNS 等各種媒体を活用し、都市圏へ向けた情報発信や道の駅等の活用による山陽方面への観光宣伝等、雲南ファンの獲得に向けて取り組んでいる。

雲南市には神話やたたら、遺跡、桜、滝等、豊かな自然・歴史文化資源に恵ま

れており、こうした地域資源をさらに磨き上げ、観光商品として充実させていく必要がある。

今後は、観光マーケティングの中心となる雲南市観光協会や広域観光を担う雲南広域連合、民間事業者との連携を強化し、魅力的な観光商品を造成することで観光入込み客数のさらなる増加を図っていく必要がある。

また、観光入込み客数は年間 140 万人程度あるものの、市内宿泊率は県内でも低く、観光消費額の低迷につながっている。市では令和元年 11 月に国民宿舎清嵐荘をリニューアルオープンしたほか、中心市街地ではビジネスホテルの建設も予定されており、引き続き、観光客の受け入れ環境整備を計画的に進めていく必要がある。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大により、市内の観光施設及び宿泊施設に大きな影響が生じているため、当面は感染防止対策に配慮しながら、市内観光事業者に対する事業継続への支援と感染状況を見極めた観光誘客への取り組みが必要である。

観光入込客数の推移

(単位：万人)

	H27	H28	H29	H30	R1	R2
観光入込客数	148.3	153.0	139.4	129.8	145.7	98.6

出典：島根県観光動態調査

観光消費額の推移

(単位：百万円)

	H27	H28	H29	H30	R1	R2
観光消費額	4,023	4,164	3,739	3,212	3,555	2,006

出典：雲南市観光振興課

②その対策

「雲南市観光振興計画」に基づき、観光地の認知度を高め、市内での消費を促進するため、ホームページやSNS等の活用による情報発信、神話・たたら・温泉・桜等の地域資源を活かした観光商品の充実を図る。特に、ヤマタノオロチ伝説など神話にまつわる伝承地や伝統芸能である出雲神楽、そして、日本古来の伝統技法「たたら製鉄」を体感でき、日本に唯一現存する重要有形民俗文化財「菅谷たたら山内」などは、我が国の代表的な文化伝統の一つとして、歴史的魅力や価値を広く周知できる観光素材であり、また、日本遺産「出雲國たたら風土記」の構成文化財でもあることから、こうした地域の歴史文化をさらに磨き上げ、上手く活用しながら観光産業の振興を図っていく。地域の文化伝統を語るストーリーに基づいた周遊ルートや体験・学習・参加型による滞在メニュー等、雲南市ならではの魅力ある観光商品を複数造成するとともに、県内観光における周遊性や滞留性の一層の向上をもたらすため、関係団体や他圏域と連携し、広域的な観光

振興に取り組む。

また、旅行事業者との連携による着地型旅行商品の造成や安全・安心な「食の幸」を活かした特産品の開発に向けて取り組んでいく。

さらに、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う観光情勢や旅行ニーズの変化について分析し、マイクロツーリズムやワーケーション、ICT等デジタルを活用した旅行体験コンテンツ等、感染リスクに配慮した新たな観光スタイルを模索しつつ、コロナ収束後を見据えたインバウンドへの対応準備にも取り組む。

このほか、高速道路やインターチェンジをはじめとする幹線道路や観光地へのアクセス道に観光誘致サインを整備するとともに、観光施設の計画的な整備、駐車場やトイレの整備、老朽化対策など観光客の受け入れ環境整備に取り組んでいく。

(6) 計画

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
産業の振興	(1) 基盤整備 農業	雲南中央地区中山間地域農業農村総合整備事業（負担金） 圃場、用排水路、農道、鳥獣柵等	島根県	
	林業	森林環境保全整備事業（負担金） 入間本谷線林業専用道整備 L=3,970m W=3.0(3.6)m	島根県	
	(3) 経営近代化施設 農業	大吉田地区農業競争力強化農地整備事業（負担金） 圃場（区画整理、暗渠排水等）	島根県	
		三代地区農業競争力強化農地整備事業（負担金） 圃場（区画整理、暗渠排水等）	島根県	
		菅谷地区農地中間管理機構関連農地整備事業（負担金） 圃場（区画整理、暗渠排水等）	島根県	
		八所地区農業競争力強化農地整備事業（負担金） 圃場（区画整理、暗渠排水等）	島根県	
		里坊地区農業競争力強化基盤整備事業（負担金） 圃場（区画整理、暗渠排水等）	島根県	
		乾燥調整貯蔵施設整備事業（補助金）	島根県農業協同組合	R5.6
		死亡獣畜収集運搬車輛更新事業（補助金）	島根県農業協同組合	R6.3
	(10) 過疎地域持続的 発展特別事業 企業誘致	企業立地促進対策事業 企業立地、雇用促進、用地取得等助成	雲南市	
		新産業創出・経営改革・起業等支援事業 産業創出プロデューサー、起業支援専門員	雲南市産業振興センター	

(7) 産業振興促進事項

①産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業 種	計画期間	備 考
雲南市全域	製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等	令和３年４月１日 ～ 令和８年３月３１日	

②当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

業種	現状と課題、課題解決のために実施する事業
製造業	上記(3)地場産業の振興、企業誘致及び起業の促進のとおり。
農林水産物等販売	上記(1)農業の振興及び(2)林業の振興のとおり。
旅館業	上記(5)観光及びレクリエーションの振興のとおり。
情報サービス業等	上記(3)地場産業の振興、企業誘致及び起業の促進のとおり。

4. 地域における情報化

(1) 地域情報化の推進

①現況と問題点

市内ではこれまでケーブルテレビ網の整備によりインターネット接続サービスなどの情報通信基盤が整備されてきた。一部地域では民間事業者の参入により、インターネットの高速化が図られている。

しかしながら、伝送路をはじめとするケーブルテレビ施設及び設備は老朽化が著しく、さらに新型コロナウイルス感染症拡大の影響からテレワークや遠隔教育、遠隔診療等の取り組みを支える超高速情報通信環境の整備が市内全域で必要となっている。

また、ケーブルテレビのデータ放送を活用し、道路情報など市からのお知らせの入手やラジオ放送が聴取できる整備を図るとともに、災害発生時の防災情報を円滑かつ確実に市民へ伝達するデジタル防災無線システムを整備するなど、情報伝達手段の多重化に取り組んでいる。

さらに、コロナ禍を背景に、国のデジタル戦略の加速化が図られ、行政においても自治体DX推進計画の流れに沿った情報システムの標準化・共通化、マイナンバーカードの普及にあわせた行政手続きの電子化、AI・RPA等の導入など、行政のデジタル化を積極的に推進していく必要がある。

また、住民生活、医療・福祉、産業、教育等、各分野におけるICTを活用したデジタル化の対応について早急に検討し、市民の利便性向上とさらなる行政業務の効率化を図っていく必要がある。

このほか、移動通信用鉄塔施設の整備により携帯電話の不感地エリアは概ね解消したものの、一部の不感地点の対策を講じる必要がある。

②その対策

「雲南市情報化計画」に基づき、市民への迅速確実な情報提供と安全・安心で快適な市民生活を実現するため、インターネットの高速化や携帯電話不感地解消など、官民連携による情報通信環境の整備を推進していく。

特に、令和2年度から着手したケーブルテレビ伝送路の更新工事（FTTH化）の早期完了に努め、4K・8Kや超高速インターネットに対応できる環境整備に取り組んでいく。

また、教育分野においては、GIGAスクール構想により全児童生徒及び教職員へ1人1台タブレット端末を整備するとともに、学校教育における効果的な利活用の促進、情報教育を担う教員の情報活用能力の向上を図っていく。

その他、スマートフォン端末の活用力向上講座等の開催により、市民の情報通信機器の利活用能力の向上等に取り組んでいくとともに、ICTを利用した高齢者の安否確認や買い物支援、生活情報の伝達、遠隔医療や電子カルテ等の地域医

療の支援や特産品の販売などに取り組んでいく。

(2) 計画

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
地域における情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設 有線テレビジョン放送施設	有線テレビ施設整備事業（負担金） ケーブルテレビ伝送路設備等更新事業 （F T T H整備）	雲南市・飯南町事務組合	
		有線テレビ施設整備事業（負担金） ケーブルテレビ放送機器等更新事業	雲南市・飯南町事務組合	
		有線テレビ施設整備事業（負担金） 音声告知放送設備更新事業	雲南市・飯南町事務組合	

5. 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 道路網の整備

①現況と問題点

中国横断自動車道尾道松江線が全線開通し、関係団体とともに高速道路及び国道 54 号等の利活用と沿線の活性化対策に取り組んでいる。

また、中国横断自動車道尾道松江線加茂バスストップスマートインターチェンジ整備事業、国道 54 号三刀屋拡幅事業、都市計画道路新庄飯田線整備事業の他、各主要地方道の整備が進んでいる。一般県道については、改良は進んでいるものの依然として未改良路線が数多く残っている。引き続き、高速道路及び一般国道、県道等の整備、維持管理による利便性、安全性に優れた質の高い広域幹線道路を確保していく必要がある。

市道・農道・林道についても逐次整備を進めているが、生活基盤の確保、生活環境の改善、農林業の収益性・安全性の向上、地域間交流の促進に向け、高速道路や国道・県道路網と一体となった地域交通ネットワーク形成路線として一層の整備が必要である。

②その対策

スマートインターチェンジや国道 54 号三刀屋拡幅事業等の整備促進に合わせ、高速道路へのアクセス道路など周辺整備を進めるとともに、雲南圏域の一体的な発展、経済・交流活動への支援、災害時の緊急輸送路など、利便性と安全性に優れた広域的なネットワーク機能を果たす道路整備を促進する。

特に雲南市では、地域自主組織の活動拠点である交流センターを中心とした基礎的な集落生活圏を市内 30 か所に形成しており、この「小さな拠点」を支えるための道路網の構築に向け、事業推進を図っていく。

また、市道・農道・林道の整備及び維持管理については、その優先度や地域バランスを考慮しながら、「雲南市道路整備計画」や「雲南市道路維持管理計画」に基づき、また、県との連携を図りながら、計画的かつ着実に整備、維持修繕等を進める。

なお、今後、急速に進む道路施設等の老朽化に伴う本格的な維持更新に対応するため、定期点検によるメンテナンスサイクルを確立するとともに、適切な予防保全、計画的な補修及び補強等の実施により長寿命化を図り、道路の安全性と信頼性の確保に努める。

(2) 交通確保対策の推進

①現況と問題点

市民バス交通については、6 町を結ぶ広域バスの運行や 6 町内を運行する地域バス、予約状況に応じて運行するデマンド型乗合タクシー等の交通手段を確保し、

交通空白地域の解消を図っている。併せて、市民バス料金の 200 円均一化や高齢者、障がい者等の優待乗車券制度など利用者の経済的負担の緩和にも努めている。

また、本市と隣接自治体（松江市・出雲市・飯南町）間は、一畑バスや民間バスが運行しており、各都市（広島・福岡）間は、中国横断自動車道尾道松江線を經由する高速バスが運行している。

さらに、NPO 法人による福祉有償運送、地域自主組織による買い物支援便の運行等、地域の実情に合わせた運行が展開されている。

一方、鉄道については、宍道駅で J R 山陰本線と接続する J R 木次線があり、奥出雲町を經由して広島県まで運行されており、松江方面や奥出雲方面への通勤・通学・通院等、地域住民の日常生活に必要な公共交通機関である。

しかしながら、J R 木次線の利用者数は年々減少傾向にあり、その存続が危ぶまれている。そのため、沿線自治体 3 市 1 町では、木次線利活用推進協議会を結成し、児童・生徒、園児らの遠足等の利用に対する補助や利用促進パンフレットの作成等、積極的な利用促進活動を実施している。

また、観光施策の一環として沿線 2 市 2 町で構成する出雲の國斐伊川サミットでは、観光トロッコ列車「奥出雲おろち号」の運行を支援している。

②その対策

公共交通を単なる移動手段の確保だけでなく、まちづくりの重要な要素の一つとして捉え、中山間地域で安心して住み続けることができるよう持続可能な交通確保対策を講じていく。

このため、「雲南市地域公共交通計画」に基づき、地域自主組織や自治会、民間交通事業者、福祉事業者と連携し、効率的で市民にとって利便性の高い運行形態を検討しながら、地域の実情に応じた多様な交通サービスの提供により、日常生活を支える地域公共交通の確保に努める。

また、公共交通機関の利用促進に向けた取り組みを展開するとともに、関係機関に対しその存続を要請しながら、安全で快適な公共交通環境の整備を推進していく。

特に、J R 木次線については、県や沿線自治体等関係者と緊密に連携した利用促進等に取り組み、国や J R 西日本等に対し、路線の維持存続を求める。

このほか、子どもから高齢者まで誰にでも安全で快適な道路環境を創出するため、交通安全施設の計画的な整備や冬期間の交通確保に向けた除雪機械・除雪車庫等の計画的な整備、オペレーターの確保等に取り組んでいく。

(3) 計画

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
交通施設の整備、 交通確保対策	(1) 市町村道 道路	佐世線 L=800m W=4.0(5.0)m	雲南市	
		禪定角谷線 L=960m W=4.0(5.0)m	雲南市	
		穴見大呂線 L=740m W=4.0(5.0)m	雲南市	
		山田線 L=600m W=4.0(5.0)m	雲南市	
		本郷下口線 L=500m W=4.0(5.0)m	雲南市	
		菅谷後谷線 L=1,000m W=4.0(5.0)m	雲南市	
	橋りょう	里熊小原線 (小原1号橋付替)	雲南市	R4.6
	(2) 農道	池月・平成地区農道保全対策事業 (負担金) 防災設備更新	島根県	
		雲南飯石地区農道保全対策事業 (負担金) 法面・落石・雪崩対策、舗装修繕	島根県	
		幡屋地区基幹農道整備事業 (負担金) L=2,292m W=7.0m	島根県	
		佐世地区基幹農道整備事業 (負担金) L=2,967m W=5.0m	島根県	
		掛合川上地区一般農道整備事業 (負担金) L=2,200m W=5.0m	島根県	
	(6) 自動車等 自動車	市民バス整備事業	雲南市	

	(8) 道路整備機械等	除雪倉庫建設事業	雲南市	
--	-------------	----------	-----	--

6. 生活環境の整備

(1) 水道施設の整備

①現況と問題点

水道未普及地域の解消により、安全・安心で安定した水道の供給に努めているところであるが、地域によっては井戸水や湧水などの利用となっている。水道の整備は急務であり計画的に整備を図っているが、点在する集落に給水する事業は、事業費が嵩むこともあり、給水開始までに年次を要している。

また、平成 29 年度から簡易水道事業を上水道事業へ経営統合しているが、旧町村より簡易水道事業での整備を進めたことにより、多数の浄水場を有し、小規模な施設が多いため、水道施設の統廃合等により、効率的に施設を運用し、経常費用の縮減を図る必要がある。

さらに、恒常的な点検や漏水調査、計画的な老朽管等の更新により水道施設を適正に維持管理していく必要がある。

水道普及状況

区 分	行政区域内 人口（人）	現在給水人口（人）				普及率 （%）
		上水道	簡易水道	専用水道	計	
大 東 町	11,429	10,134	207	－	10,341	90.5
加 茂 町	5,587	5,498	－	－	5,498	98.4
木 次 町	8,096	7,708	334	－	8,042	99.3
三刀屋町	6,587	4,711	1,798	－	6,509	98.8
吉 田 町	1,547	－	1,337	－	1,337	86.4
掛 合 町	2,624	－	2,476	－	2,476	94.4
計	35,870	28,051	6,152	－	34,203	95.4

出典：令和元年度島根県水道統計調査（島根県）

②その対策

「雲南市水道事業総合整備計画」に基づき、水道未普及地域の解消を図っていくとともに、老朽管の更新や耐震化など計画的に実施し、安全・安心で安定した水道の供給に努めていく。

また、既存管路や水道施設の老朽化・長寿命化対策として、将来的な更新時期の平準化を図る必要があることから、定期的な改修や適正な維持管理を実施するとともに、施設の統廃合等に計画的に取り組んでいく。

なお、引き続き、経営の効率化と経費縮減に取り組み、適正な料金水準を設定することで、水道経営の安定化を図っていく。

このほか、水道事業の持続可能な経営基盤の強化を図るため、島根県が主体となり水道広域化推進プランの策定に向けた検討が進められていることから、県や関係市町と連携・調整を図っていく。

(2) 下水処理施設の整備

①現況と問題点

雲南市では公共下水道事業や農業集落排水事業、浄化槽市町村整備推進事業等の促進により下水処理対策を実施してきた。整備後の接続率については、住民への普及啓発活動や住宅リフォーム等の支援を推進したこともあり、年々伸びてきている。

集合処理区域外の家屋が点在する地域では浄化槽整備事業の取り組みを行っているが、高齢化や後継者の不在、接続費用などの理由により浄化槽の整備が進んでいない。

集合処理施設については、概ね整備は完了しており、今後、更新時期を迎えるため、施設の計画的かつ効率的な改築・更新・統廃合及び予防保全型維持管理に取り組む必要がある。

また、接続率の向上に取り組む必要がある。

下水処理施設整備及び接続状況

(単位：%)

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
下水道整備率	89.0	89.3	89.8	90.2	90.7
下水道接続率	80.5	81.2	81.6	82.5	83.7

出典：雲南市水道局

②その対策

下水道の集合処理施設について、今後は施設の統廃合を図るとともに、施設の長寿命化対策として、計画的な改築・更新及び予防保全型維持管理を実施していく。

また、集合処理区域外においては合併処理浄化槽を整備することで下水道普及率の向上に直接つながることから、広報や啓発活動等を積極的に行い、浄化槽のさらなる整備促進により整備率の向上を図ることで、環境保全に努めた快適な生活環境を整備推進していく。

なお、令和 2 年度から公共下水道事業に地方公営企業法を適用しており、令和 6 年度には農業集落排水事業及び合併浄化槽事業を同様に適用する予定である。引き続き、経営の効率化と経費縮減に取り組み、適正な使用料水準を設定することで、下水道経営の安定化を図っていく。

このほか、下水道事業においても持続可能な経営基盤の強化を図るため、島根県が主体となり汚水処理事業広域化・共同化計画の検討がなされていることから、県や関係市町と連携、調整を図っていく。

接続率の向上については、継続的なPR活動等により、接続依頼を行う。

(3) 廃棄物処理対策の推進

①現況と問題点

可燃ごみ及び不燃ごみについては、平成 16 年度の町村合併を機に雲南市・飯南町事務組合によって、ごみ処理施設の維持・確保がなされ、受入れ環境を整えてきた。また、住民理解を得ながら実施してきた古紙・古着回収の充実や可燃ごみ分別等の積極的な取り組み、R D F 方式によるごみの固形燃料化など、3R（リデュース・リユース・リサイクル）に基づくごみの減量化やリサイクル数値の向上などに成果が表れている。

可燃ごみについては、出雲エネルギーセンターへの雲南市吉田町、掛合町並びに飯南町分のごみ処理委託が令和 3 年度中に完了する見込みであることから、事務組合が所有する雲南エネルギーセンターへの 2 市町全量の可燃ごみの統合処理に向け、いいしクリーンセンターとともに改修工事等による条件整備を進めてきた。

これらの施設は、稼働から 20 年以上が経過するものもあることから、同様な状況にある奥出雲町と連携して、令和 2 年度より 3 市町共同で次期可燃ごみ広域処理施設整備の調査研究に着手した。次期施設は令和 14 年度の供用開始を目標としている。

さらに、不燃ごみ処理施設については、令和 7 年度に組合所有施設の埋め立て残余量が満了する見込みとなったことを受け、次期最終処分場の整備に向けた検討・協議を進めているが、3 市町共同で進める次期可燃ごみ広域処理施設整備に併せた一般廃棄物（ごみ）全体にわたった一体的検討により、効率の良い運営をめざす必要がある。

し尿及び浄化槽汚泥は雲南広域連合で共同処理をしている。施設の老朽化や農業集落排水及び浄化槽の設置計画に基づく今後の処理量の推移を踏まえ、公共下水道汚泥と合わせた汚泥共同処理施設「雲南クリーンセンター」を平成 29 年度において整備し運用している。

②その対策

可燃ごみ及び不燃ごみ処理施設の効率的な運営を図り、「雲南市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に基づく収集システムを確立するとともに、令和 2 年度より 3 市町が共同で開始した次期可燃ごみ広域処理施設整備に向けた調査研究を推進し、次期施設整備に向けた検討を加速化する。

また、不燃物処理を含めた一般廃棄物（ごみ）全体の安定的・効率的処理をめざした広域化・集約化の検討を進める。

そのほか、引き続き、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進、家庭や事業所のごみ減量化の促進、ごみ分別の徹底及びマイバッグ運動の推進など、ごみの減量化と再資源化に向けた分別収集に取り組み、豊かな自然を活かし、環境にやさしいまちづくりを実現する。

(4) 火葬場の整備

①現況と問題点

現在の三刀屋斎場（火葬場）は、雲南市・飯南町事務組合により運営されているが、平成 8 年の供用開始から約 25 年を経過しており、施設設備は老朽化している。

火葬場は市民生活にとって必要不可欠な施設であるとともに、火葬件数は年々増加しており、今後、超高齢社会の到来に伴い、さらに利用者の増加が見込まれることから、その重要性は益々高まっている。

②その対策

火葬炉や付帯設備等の計画的な改修を実施することで、施設の延命化・機能強化を図るとともに、新型炉の導入や施設の大規模改修など老朽化対策を行い、利用者の利便性向上に取り組んでいく。

(5) 消防・防災・防犯対策の推進

①現況と問題点

雲南市、奥出雲町及び飯南町の 1 市 2 町で構成する雲南広域連合は、常備消防である雲南消防本部を雲南市におき、消防防災及び救急業務などに従事している。

非常備消防である市消防団は、1,136 人（令和 3 年 4 月 1 日現在）の団員が 6 方面隊に分かれ、それぞれ消防活動にあたっている。雲南市では、これまで団員の確保、消防車両や機材等の整備、常備消防機関との連携など消防体制の充実強化に努めているが、少子高齢化や就業形態の多様化により団員確保が困難な状況になっている。そのため、地域消防力を低下させないように、令和 3 年 4 月より消防団の組織再編を実施しており、今後、消防団体制の実働性をさらに高めていく必要がある。

消防水利については、防火水槽を含め、全体的に十分とは言えず、特に農村部では谷川や用排水に頼っているところが多い。

「雲南市地域防災計画」に基づく緊急時災害情報の発信や、判断・伝達マニュアルに沿った避難情報の発令・伝達を的確に実行するとともに、自主防災組織等との連携による避難行動要支援者に関する情報の提供・共有、避難所運営マニュアルに基づく避難所の適切な開設運営、原子力災害に関わる住民避難訓練の実施及び広域避難計画の実効性を高めていく必要がある。

令和 3 年 7 月には豪雨により河川の氾濫や土砂災害が発生するなど、自然災害の脅威は身近なものとなっている。そのため、大規模自然災害に対して、ハード・ソフト両面での対策を適切に組み合わせた防災減災の取り組みにより、災害に強いまちづくりを進める必要がある。

また、犯罪の防止に配慮した安全で安心なまちづくりの取り組みを進めるため、地域防犯団体など関係団体で組織する「雲南市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進会議」を設置しており、防犯に関する情報共有や研修等の実施により地域

防犯体制の強化にも取り組んでいる。

②その対策

防災・減災意識の高揚を図るためのハザードマップ等を活用した啓発活動や出前講座、研修会、防災訓練等を実施するとともに、地域における自主防災組織の組織化及び活動の強化、一般住宅の耐震化促進、非常備蓄品の備蓄機能等の向上を図っていく。

また、被害にあわない、被害が拡大しないように防災施設の整備をはじめ、指定避難所及び福祉避難所の充実や防災備蓄倉庫等の確保に向けて取り組んでいく。

なお、災害時の情報伝達手段の多様化を図るため、デジタル防災無線システムを整備しており、今後、本システムの効果的・効率的な運用を図りながら、迅速・確実な防災情報の伝達に取り組む。

さらに、「雲南市災害時要援護者避難支援計画」の推進に併せ、災害時において迅速かつ適切な行動が起こせるよう、避難計画の策定や避難訓練など平時からの防災活動を促進するとともに、地域ぐるみの避難対策に取り組んでいく。

加えて、消防団組織再編を踏まえ、消防ポンプ自動車・小型動力ポンプ付積載車・小型動力ポンプについては、計画的に更新するとともに、防火水槽については、水利確保の困難な地域から順次、設置する。

一方、「雲南市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」に基づき、住みよいまちづくり実現のために、防犯灯・街路灯・防犯カメラなどの防犯施設の設置を推進する。

このほか、消費者被害防止対策については、雲南市消費生活センターを中心とした体制の充実を図り、消費者保護に向けた迅速な対応に努める。

(6) 住宅の整備

①現況と問題点

公営住宅については、「雲南市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、老朽化した公営住宅ストックの円滑な更新と良好な住宅ストック形成に向けて計画的な居住環境の整備促進に取り組んでいる。

また、市内の中核拠点ゾーンを中心に民間賃貸住宅の建設が進む一方で、周辺地域の若者定住向け公社賃貸住宅等においては、入居希望者の減少により、特に単身者用の空室が増加している。

②その対策

「雲南市住宅マスタープラン」に基づき、高齢者から若年層まで居住者のニーズに応じた住宅・宅地等の計画的な整備・供給を進めるとともに、島根県住宅供給公社や雲南市土地開発公社等との連携や民間活力により、安価で利便性が高く、

多様な住宅供給への誘導を図り、定住化に向けた住まいづくりを促進していく。

また、「雲南市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、安全・安心・快適に暮らせる住宅・住環境の維持修繕及び改築に努める。

そのほか、都市公園・緑地・広場等の整備も計画的に実施し、環境等に配慮した秩序ある住環境を創出する。

(7) 計画

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
生活環境の整備	(1) 水道施設 上水道	山王寺本郷地区水道整備事業 飛地区域、配水管新設	雲南市	
		吉田浄水場整備事業	雲南市	R4. 6
		水道施設・管路更新事業	雲南市	R5. 6
	(2) 下水処理施設 公共下水道	木次・三刀屋処理区公共下水道整備事業 施設更新、隣接施設統廃合等	雲南市	
		大東処理区特定環境保全公共下水道整備事業 施設更新等	雲南市	
		加茂処理区特定環境保全公共下水道整備事業 施設更新、隣接施設統廃合等	雲南市	
	農村集落排水 施設	農業集落排水整備事業 施設更新等	雲南市	
	その他	浄化槽施設整備事業 設置等	雲南市	
	(3) 廃棄物処理 施設 ごみ処理施設	一般廃棄物処理施設設備改修事業（負担金） いいしクリーンセンター	雲南市・飯 南町事務組 合	
		次期最終処分場建設事業（負担金）	雲南市・飯 南町事務組 合	
	(5) 消防施設	常備消防設備整備事業（負担金） 消防・救急車両、高機能消防指令センター整備	雲南広域連 合	

(8) 公共施設等総合管理計画等との整合

水道施設については、将来にわたり安全・安心で安定した水道を供給するため、「安全」・「強靱」・「持続」の3つの観点から、将来を見据えた水道事業の方向性や取り組みの方策等をまとめた「雲南市新水道ビジョン」及び「雲南市水道事業総合整備計画」を策定している。この計画では、引き続き水道未普及地区の解消を図るとともに、水道施設の統廃合や老朽化した施設・管路の計画的な更新により、水需要に応じた施設規模の適正化を図ることで費用削減に努めることとしている。

下水処理施設については、持続可能な汚水処理施設の整備・運営を図るため、「雲南市汚水処理施設整備構想」を策定している。この構想では、概ね整備が完了した集合処理区については、既整備地区の施設との連携・統合を中心とした施設整備・運営管理を図り、また、集合処理区以外は、引き続き浄化槽整備を実施していくこととしている。

なお、集合処理区については、現在 27 処理区を 11 処理区とし、個別処理については大東処理区の一部を集合処理区に接続する計画である。

7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 子育て支援の充実

①現況と問題点

20 歳代・30 歳代を中心とする子育て世代の市外流出の抑制、U I ターンの促進に向けては、特に、子育て環境の充実を図り、安心して子どもを産み育てられる環境づくりに取り組む必要がある。

雲南市には、公立保育所 8 園、私立保育所 4 園、公立幼稚園 4 園、認定こども園 6 園（令和 3 年 4 月 1 日現在）が設置されており、その他、一時保育、延長保育、休日保育、病児・病後児保育など多様な保育サービスを提供している。

また、放課後児童クラブや子育て支援センターの設置及びファミリーサポートセンターの機能強化により、地域ぐるみの子育て支援サービスの環境づくりを進めている。

このほか、子育て世代の経済的負担軽減措置として、子ども医療費助成については義務教育終了までの医療費無料化や第 3 子以降の保育料無料化、保育所等副食費の無償化、不妊治療費の費用助成等に継続的に取り組んでいる。

②その対策

「雲南市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育てに対する意識啓発や様々な子育て活動の推進によって、地域で安心して子育てのできる支え合いの環境づくりをはじめ、子育てと仕事を両立でき、子どもの生きる力を育て、親子で健やかな暮らしができる地域づくりを推進する。

また、保護者の就労形態の多様化などに対応していくため、就学前の教育・保育を一体的に行う機能を備えた教育・保育施設の整備による受入体制の充実を図るとともに、放課後児童クラブや病児・病後児保育など地域の実情やニーズに応じた保育サービスの提供に取り組んでいく。

加えて、安心して子どもを産み育てるための切れ目ない総合的な支援や母子保健活動の推進を図るとともに、子育てへの不安や悩みに早期から対応するため専門職の参画による相談体制の強化を図る。

さらに、子どもの見守りや多世代交流、相談の場づくり等、地域において子育てを支える機能をさらに高め、情報発信していくことで、地域ぐるみの子育てが可能な基盤整備に取り組んでいく。

このほか、育児等に理解のある職場環境づくりに向けた普及・啓発等に取り組んでいく。

(2) 高齢者福祉の充実

①現況と問題点

65 歳以上の高齢者人口は減少しているが、高齢化率（65 歳以上の高齢者が人

口に占める割合)は上昇傾向にあり、令和3年4月1日時点で39.7%となっている。また、住民基本台帳上の独居高齢者数2,585人、高齢者のみの世帯数2,123世帯と増加傾向にあり、全世帯の34.4%を占めている。

介護保険制度の要介護認定者数は横ばいで推移しており、令和3年3月31日時点で2,835人が認定を受け、このうち認知症の方は1,819人である。介護保険施設や有料老人ホーム等の施設入所志向は高くなってきているが、小規模多機能型居宅介護などの在宅サービスを利用しながら在宅生活を継続している利用者も多い。

地域包括支援センターでは高齢者の総合相談や介護予防支援、地域のケアマネジャー等への支援、権利擁護などに取り組むとともに、地域と保健・医療・福祉の関係機関が連携した地域包括ケアの推進を図っている。

②その対策

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援のサービスを切れ目なく一体的に提供していく「地域包括ケアシステム」の構築をめざし、高齢者の自立と社会参加の促進、交流の機会や活動の場の確保、生活環境の充実を図る。

また、「雲南地域介護保険事業計画」に基づき、介護予防や健康づくりを推進するとともに、介護サービス提供量の維持や介護人材の確保・育成など介護サービスの充実を図り、適正なサービス提供体制をめざしていく。

さらに、「身体教育医学研究所うなん」による研究成果や、保健・医療・介護データの分析に基づき、地域や各種関係団体と連携し健康づくりと介護予防の一体的な推進を図るとともに、市民自らが健康管理を行い、健康長寿・生涯現役のまちづくりをめざす。

このほか、地域社会において認知症に対する理解を進め、早期発見と早期支援により、医療・介護など適切な支援が受けられ、認知症になっても安心して暮らすことができるよう、地域における支援体制の強化に取り組んでいく。

(3) 障がい者（児）福祉の充実

①現況と問題点

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざし、障がいのある人が地域で安心して自分らしい暮らしができる環境づくりを進めている。市民や事業所等を対象に、障がいに対する正しい認識と理解を深めるための啓発を行うとともに、相談支援体制の充実により一人ひとりのニーズに対応した適切な支援を行う必要がある。

また、障がいのある人が地域で生活していくためには、安全で快適な居住施設の確保や公共交通、福祉サービスによる外出支援等福祉環境の整備をはじめ、社会的自立に向けた雇用・就労の促進支援が求められている。

さらに、発達に課題のある子どもに対しては、早期発見・早期対応や発達段階に応じた支援を一貫して行うことが必要である。

②その対策

障がいがあっても地域の中で暮らし続けたいという地域生活重視の意向は、年々高まりつつあることから、「雲南市障がい者計画」、「雲南市障がい福祉計画」及び「雲南市障がい児福祉計画」に基づき、障がいのある人を支える体制づくりや施設整備、相談体制の充実、福祉法人や住民活動との連携による交流機会や社会参加の場の確保、市内の事業者や農業、他産業との連携による就労訓練等の充実など、就学・就労・自立に向けた支援を行う。

また、スポーツ活動を通じて社会参加の促進を図る「スペシャルオリンピックス日本・島根」の取り組みについても、積極的に展開されるよう推進していく。

さらに、障がいのある人の権利擁護のため、相談支援体制の充実を図り、関係機関とのネットワークを強化する。

加えて、市民一人ひとりが多様な障がいの特性や必要な支援を理解し、日常生活での手助けが自然と行われる社会をめざし、より一層の啓発活動に取り組む。

このほか、雲南圏域障がい者総合支援協議会の各部会や雲南市地域部会において、就労支援や相談支援等の地域の課題解決に向けて取り組んでいく。

(4) 健康づくりの推進及び地域福祉の充実

①現況と問題点

雲南市の平成30年における65歳男女の平均余命は、男性20.4年、女性24.9年、日常生活に介護を要せず自立した生活を送ることができる平均自立期間は、男性18.7年、女性21.6年であり、いずれの数値においても、男女ともに島根県平均より高い状況となっている。死因別死亡割合は、男女ともに、1位が悪性新生物、2位が心疾患の順となっているが、男性の3位は肺炎、女性の3位は脳血管疾患となっている。

今後も、雲南市健康づくり推進協議会が中心となり、市民や関係機関の連携により全市的な健康づくり運動の取り組みを通じて、健康意識の機運を高めていく必要がある。特に、特定健診やがん検診、保健指導等により疾病の早期発見、早期治療を推進するとともに、生活習慣病の重症化予防の徹底や介護予防の推進など、健康格差を縮小し、地域を丸ごと底上げする予防的介入を図ることが、少子高齢社会において心身ともに健康で暮らすための喫緊の課題であると言える。

また、新型コロナウイルス感染症については、国内各地域で感染が拡大しており、未だ収束の見込みに至っていない。市民の命や生活を守るためには、医療・感染予防対策の更なる対策を講じていくことにより、きめ細やかで息の長い取り組みが必要である。

なお、地域福祉については、それぞれの地域によって福祉課題が異なり、その

解決へのステップも様々であるため、地域実態に応じた福祉活動が必要である。

さらに、安全・安心で正しい食の普及啓発に向けては、地域や家庭、学校、職場など関係機関との連携により、雲南の食育を推進する必要がある。

②その対策

健康長寿・生涯現役をめざし、子どもから高齢者まで地域ぐるみで健康意識を高め、市民自らが積極的に健康増進・介護予防に取り組み、がん・生活習慣病などの早期発見、早期治療による重症化予防の啓発、望ましい食生活、身体活動・運動及び休養を通じて生活習慣病の予防を推進していく。地域ぐるみで取り組む健康づくりを推進する体制として、雲南市健康づくり推進協議会を中心に、市が養成する地域運動指導員、食生活改善推進員、「がん検診すすめ隊」など市民団体との協働により事業推進を図っていく。

新型コロナウイルス感染症については、市民や事業所等に対する基本的な感染予防対策徹底の啓発や相談体制の充実、雲南市立病院をはじめとした地域医療機関との連携による医療提供体制の整備、ワクチン接種の円滑な推進等、感染症対策に取り組んでいく。

また、保健師など専門職による健康相談や健康教育に取り組むとともに、自死防止総合対策検討委員会を中心に、地域の中で自死防止対策に取り組んでいく。

さらに、地域自主組織や自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、行政等、様々な機関が連携を図り、地域で支え合う体制のもと、地域福祉人材の育成確保にも努めながら、地域の実態に応じた地域福祉活動の推進を図っていく。

そのほか、「雲南市食育推進計画」に基づき、食育ネット会議等を通じ、関係機関と連携しながら、安全・安心で正しい食の普及・啓発、望ましい食生活の実践に取り組んでいく。

(5) 計画

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(2) 認定こども園	認定こども園整備事業	雲南市	
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	子ども医療費助成事業	雲南市	
		子どもの活動・相談拠点等総合支援事業 子ども家庭支援センター運営	雲南市	
		児童・生徒等「支援・サポート」推進事業 特別支援学校通学支援	雲南市	
	高齢者・障害者福祉	高齢者福祉施設整備事業補助金	社会福祉法人	R4. 6
		障がい者福祉サービス事業所施設整備補助金	社会福祉法人	R5. 6

(6) 公共施設等総合管理計画等との整合

子育て支援施設については、「雲南市子育て支援施設等整備保全計画」において、構造躯体が健全で長寿命化が可能な施設については長寿命化することを前提に、適正な改修・維持保全に努めることで、安全・安心な子育て環境を整備し、併せて中長期的な維持管理コストを検証し、将来かかるコストの縮減と平準化を図ることとしている。

公共施設等総合管理計画で示された「維持、管理の適正化」に向けた取り組みをもとに、以下のとおり、子育て支援施設等整備保全の基本方針を定めている。

■子育て支援施設整備保全計画の基本方針

- ・構造躯体が健全である建物は適切に修繕を行い、長寿命化対策を行います。
- ・自主点検を実施し、劣化状況や性能の把握に努めます。
- ・予防保全により建物の耐久性向上とサービス機能の維持が行えるよう、改修や修繕計画を立案します。
- ・安全性や機能が低下していると判断した施設については、速やかに詳細調査を行ったうえで適切に対応し、施設保全を図ります。
- ・施設整備の際には、再生可能エネルギー利用や省エネルギー機器導入など維持管理経費削減の検討を行います。

- ・設備更新等において可能な範囲内での民間活力の活用を検討します。
- ・施設毎カルテの作成・更新など、施設整備費の把握、修繕・改修メニューとその時期が管理できる仕組みを検討します。

8. 医療の確保

(1) 地域医療の充実

①現況と問題点

雲南市内の医療機関は、市立病院 1、民間病院 2（うち 1 病院は精神科医療）、公立診療所 5、民間医院 20、歯科医院 13 である。このうち、雲南市立病院は、15 の診療科と病床数 281 床（一般 199 床、感染症 4 床、療養 78 床）を有し、2 次医療機関として、地域医療の中核的役割を担っている。平成 23 年 4 月に一部事務組合の運営から市立病院へ移行しており、施設老朽化等により、平成 27 年度から改築工事に着手、令和元年 10 月にグランドオープンした。平成 27 年度から在宅療養後方支援病院となり、平成 28 年度には病院内に地域ケア科が新設され、在宅医療、介護の連携や地域包括ケアの推進のため、大きな力となっている。経営的には、病院建設に伴う減価償却費の大幅な増により平成 28 年度以降経常収支は赤字となっているが、内部留保資金の着実な蓄積により、経営基盤の安定化が図られている。引き続き、医療機器、器具等の施設設備の計画的な整備を行うことで、医療提供サービスのさらなる充実を図る必要がある。

一方で、平成 14 年 4 月時点で 34 人だった医師数は、令和 2 年 4 月には 28 人となり、麻酔科、精神科、脳神経外科、眼科、放射線科では常勤医が不在の状態である。病院の医師・看護師不足、地域偏在及び診療科偏在の課題は自治体単独で改善することは極めて困難な状況にあり、県との連携により、医療従事者の確保に向け、市内民間病院の医療職人材等の状況を把握するとともに、広域連携による地域医療体制の確保に努める必要がある。

また、無医地区や山間部での医療を提供するため、雲南市立病院が在宅療養後方支援病院として役割を担い、開業医や訪問看護など多職種連携により、在宅療養支援体制の構築に努め、地域包括ケアの充実を図る必要がある。

加えて、新型コロナウイルス感染症については、雲南市立病院が新型コロナウイルス感染症重点医療機関に指定されており、県や関係機関との連携を図りながら、新たな感染症への対応も見据え、医療提供体制の充実を図る必要がある。

雲南市立病院医師数の推移

H14. 4 月	H17. 4 月	H20. 4 月	H23. 4 月	H26. 4 月	H29. 4 月	R2. 4 月
34 人	28 人	20 人	20 人	18 人	22 人	28 人

出典：雲南市立病院

②その対策

地域の中核的病院である雲南市立病院においては、施設設備等の老朽化対策として、施設の改修や医療機器の更新など計画的に進め、療養環境のさらなる充実を図るとともに、深刻な医師や看護師不足を早急に打開するなど、地域医療を守る取り組みを推進する。

医師等の医療従事者の確保対策として、高等教育機関の地域枠入学者の募集・推薦や奨学金の貸与等により医師等の養成を進め、キャリア形成を図りながら医療従事者の定着を図る。併せて、医師を志望する高校生の医療体験セミナーや中学生の医療現場体験の実施など、医療従事者をめざす人材の育成にも取り組んでいく。

また、地元開業医との連携、市外3次医療機関との連携により、安心して在宅療養できる支援体制を強化するとともに、小児医療、救急医療など地域医療体制の整備・充実に努める。特に、条件不利地域において訪問診療、訪問看護を行う病院・診療所・訪問看護ステーションを支援し、在宅で安心して療養できる環境を整備する。加えて、病院の巡回診療や代診等の活動を支援し、身近な地域医療の確保を図る。

このほか、医師会等との連携による休日・夜間の救急医療体制を確保するとともに、市内外の救急医療機関との連携のもと、ドクターヘリの活用による救急搬送体制の強化に取り組む。

さらに、新型コロナウイルスをはじめとする感染症への対応については、雲南市立病院を中心に、各関係機関との連携強化に取り組み、医療提供体制の整備、感染症対策に取り組む。

広域的な取り組みとして、病院相互の医療機能の分担等を推進し、良質かつ適切な医療を効果的に提供できる体制を確保し、住民が安心して暮らせるまちをつくることを目的に、令和3年6月に「地域医療連携推進法人雲南市・奥出雲町地域医療ネットワーク」を設立し、市町を超えた取り組みを強化するとともに、医療従事者の確保・育成を行い、医療体制の確保を図る。

(2) 計画

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
医療の確保	(1) 診療施設 病院	雲南市立病院設備更新事業 医療機器、医療備品等	雲南市	
	診療所	診療所設備更新事業 医療機器、医療備品等	雲南市	
		診療施設整備事業	雲南市	R4.6

9. 教育の振興

(1) 学校教育の充実

①現況と問題点

公立の学校施設数は、それぞれ幼稚園が4園、認定こども園が8園、小学校が15校、中学校が7校(令和3年4月1日現在)である。急速に進む少子化により、雲南市が誕生した平成16年当時と比較すると、幼児・児童生徒合わせて1,700人余りが減少している。こうした園児・児童数の減少により、学校施設の統廃合や幼稚園での混合学級の増加、へき地小規模校での複式学級編成等を余儀なくされてきた。

雲南市における学校教育の充実にあたっては、学校、家庭、地域、行政の連携・協働により、市独自の『夢』発見プログラムの活用によるキャリア教育の推進をはじめ、地域のひと・もの・ことを活かしたふるさと教育の推進、確かな学力の定着や基本的な生活習慣づくり、就学に対して困難さを抱える児童生徒への支援などに取り組んでいる。

また、平成29年度からは学校と地域住民等が力を合わせて学校運営に取り組む「学校運営協議会(コミュニティ・スクール)」を7つの中学校区に設置し、小中一体となった特色ある学校づくりを推進している。

さらに、市内3高校と地域、行政が一体となって高校づくりを進める「雲南コミュニティハイスクールコンソーシアム」を令和2年度に設置し、雲南らしさを活かし、地域全体で高校生の学びを支える「雲南式探究プログラム」の確立に向けた取り組みを進めている。

こうした地域力を活かした教育の魅力化により、幼児期から高校生まで一貫したキャリア教育を基盤としながら、基礎基本(知・徳・体)の発達を促し、生き抜く力を身に付けるための教育活動をより一層推進していく必要がある。

学校施設については、経年劣化により修繕箇所が目立つ学校もあり、老朽化した設備や耐用年数を迎える施設の更新など、地域の防災拠点として安全面はもとより、学習環境の面からも適切な学校施設となるよう計画的な整備が必要である。

また、中学校や統廃合した小学校では遠距離通学する児童生徒もあり、通学手段の確保としてスクールバス等の配備は欠かせない。

さらに、学校給食を教材とした食育を進めるとともに、地元産の食材を活用した安全・安心な学校給食の提供のための体制整備を図る必要がある。

②その対策

「雲南市教育基本計画」に基づき、「自立した社会性のある大人への成長をめざす教育」として、幼児期から高等学校まで発達段階に応じたキャリア教育を引き続き推進し、子どもたちが心豊かで確かな学力と健康な体を持ち、社会をたくましく生き抜く力を身につけるよう、地域力を活かした教育の充実により、子ど

もたち一人一人を大切にする教育を推進する。

特に、『『夢』発見プログラム』による保幼小中高の一貫したキャリア教育、発達段階に応じた外国語教育、情報化教育、道徳教育の充実、ICT等の活用など教材備品の整備、学校図書館・司書の活用、学力向上に向けた推進体制の強化を図るとともに、「学校運営協議会（コミュニティ・スクール）」及び「雲南コミュニティハイスクールコンソーシアム」の活性化や各種コーディネーターの効果的活用により、学校、家庭、地域、NPO法人、行政等の連携・協働による特色ある教育活動を進め、教育の質の向上を図る。

また、保育所・幼稚園・認定こども園を「就学前」の教育の場として一体のものとして捉えた取り組みを進めるとともに、発達障がい等の早期発見・早期支援のシステムづくりに取り組んでいく。

さらに、不登校や不登校傾向の児童生徒、学習に困難さを抱えたり、経済的な理由により就学に支障のある児童生徒を支援するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、学校支援員・介助員、専任の指導主事等の配置を行うとともに、教育支援センターの機能強化を図る。併せて、子ども家庭支援センター「すワン」を子育て支援の総合相談窓口とし、関係機関との協働・連携により一層の相談・支援体制の充実を図っていく。

学校教育関連施設については、「雲南市学校施設整備保全計画」に基づき、校舎等の耐震化や適切な改修・維持保全に努めるとともに、ICT環境や空調、洋式トイレ等の整備により教育環境の多様化に対応した質的向上を図る。また、通学路など周辺環境の安全対策やスクールバス配備による通学手段の確保、地元食材の活用や食物アレルギー対策による安全・安心な学校給食の提供など、教育環境の整備充実を図る。

(2) 社会教育の推進

①現況と問題点

雲南市では、学校、家庭、地域、行政等の連携・協働によるキャリア教育の充実をめざし、子どもを中心に据えた社会教育の推進に取り組んでいる。その推進体制としては、小学校・中学校・高等学校に各種コーディネーターを配置し、学校と地域・行政を結びながら、児童生徒の多様な学びや育ちを支援している。それにより、地域自主組織を中心とする地域住民や保護者などによる学校教育との連携・協働が推進され、学校や交流センターといった学びの場において、社会教育を通じた人づくり・つながりづくり・地域づくりが推進されている。

こうした取り組みにより、地域の子どもの地域で育む機運が醸成されており、登下校時や放課後における見守り活動、通学合宿など交流・体験活動、規範意識や社会性を身に付ける「ふるまい推進」、平和教育・人権教育の啓発など、子どもとの関わりをきっかけとしながら、幅広い世代の市民が主体的に学習する機会や環境づくりが醸成されている。

また、市民の自発的な学習活動を支援するための環境づくりとして、市内に図書館・図書室を整備しており、これらを拠点とした読書活動をさらに普及していく必要がある。

②その対策

学校、家庭、地域、行政等の連携・協働の取り組みを通じて、子どもたちに地域への愛着や誇りを育み、地域の将来を担う人材の育成を図るとともに、地域住民のつながりを深め、自立した地域社会の基盤構築・活性化を図る社会教育を推進する。そのために、引き続き、各交流センター、学校施設、文化・スポーツ施設等を学びの拠点として、放課後等の活動支援や週休日等を活用した多様な体験プログラム・世代間交流などの取り組みを地域自主組織やNPO法人等とも連携しながら、地域社会全体の教育力を高めていく。

図書館については、「雲南市子ども読書活動推進計画」に基づき、図書館等を活用したボランティアの協力による子ども読書活動を推進していくとともに、図書館相互の貸出や検索システム等のネットワーク化によりニーズに対応した情報拠点となるよう、図書館サービスの充実を図る。

また、あらゆる機会において人権・同和問題をはじめ、新たな人権課題に対応した学習会や意識啓発を推進するとともに、令和3年4月にリニューアルオープンした永井隆記念館を拠点として、『『平和を』の都市宣言』の精神に基づき、平和教育の推進を図る。

さらに、「雲南市男女共同参画計画」に基づき、家庭、学校、地域、職場において、男女がお互いの個性と能力を認め合い、支え合う意識啓発に取り組んでいく。

これに加えて、市民と市内在住外国人との交流などを通して、お互いの考え方や文化を理解しながら尊重し合い、地域社会で共に生きていく機運の醸成を図ることで、国際感覚豊かな人材の育成と国際化に対応した地域社会の形成を図る。

(3) 生涯スポーツの推進

①現況と問題点

市内では、体育協会やスポーツ少年団、各種サークルなど様々なスポーツ団体が、競技力の向上や交流促進、健康増進など個々のライフステージやライフスタイルに応じて、盛んに活動を行っている。少子高齢化や価値観の多様化が進む中で、活動の参加者や指導者などの担い手の確保支援や、多様なニーズに応える環境の整備に努めていく必要がある。

また、スポーツ施設については、体育館、野球場、サッカー場、陸上競技場、プール、レクリエーション施設等を整備しているが、老朽化対策による適正な維持管理に努める必要がある。

②その対策

スポーツ活動の推進は、市民一人ひとりの心身の健全な発達に欠かすことができないものであり、人と人とのコミュニケーションづくりの場ともなることから、今後も各スポーツ団体の活動を支援すると共に、総合型地域スポーツクラブ等の充実や人材育成に努め、スポーツの振興を図っていく必要がある。

そのため、スポーツ施設の計画的な整備・修繕に取り組み、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育協会など各スポーツ競技団体や普及団体による活動を支援していく。また、スポーツ推進委員など地域でスポーツの普及を担う指導者の育成や、スポーツ少年団の指導者や保護者等への研修の実施などスポーツ振興に主体的に関わる人材の育成・確保を進める。部活動においては、学校単位での活動に支障が生じていることから、地域の関係者と連携し、活動していく仕組みづくりを推進する。これを通じて、市民誰もが生涯にわたってスポーツに親しむ環境づくりを推進する。

これに加え、2030年度に島根県での開催が予定されている国民スポーツ大会に向けて、県や関係団体等と連携し準備を進めると共に、選手や指導者の育成を進め、更なるスポーツ振興の契機とする。

(4) その他

①現況と問題点

集会施設等については、地域住民自らによるコミュニティ機能の維持発展に必要なものであり、地域の実態に即した機能をもつ施設として整備する必要がある。

②その対策

集会施設等については、住民自治活動の推進を図るための拠点として、生涯学習や健康増進活動、防災機能、交流促進など、地域づくりのために必要かつ多様な役割を果たすことのできる施設として整備を推進していく。

(5) 計画

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
教育の振興	(1) 学校教育関連施設 校舎	学校施設整備保全事業 市内小中学校	雲南市	
	スクールバス・ボート	スクールバス整備事業	雲南市	
	給食施設	学校給食施設整備事業 配送車両等	雲南市	
	(3) 集会施設、体育施設等 集会施設	自治会等集会所建設費補助金	自治会	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	児童・生徒等「支援・サポート」推進事業 学校支援員、介助員、指導主事配置	雲南市	
	幼児教育 義務教育 生涯学習・スポーツ	学校・地域・家庭連携事業 社会教育主事配置	雲南市	

(6) 公共施設等総合管理計画等との整合

学校施設については、「雲南市学校施設整備保全計画」において、構造躯体が健全で長寿命化が可能な施設については長寿命化することを前提に、適正な改修・維持保全に努めることで、安全・安心な教育環境を整備し、併せて教育内容や教育方法の多様化に伴うＩＣＴ環境整備等の対応や空調、暖房、トイレ等教育環境の質的な向上に努めていくとともに、中長期的な維持管理コストを検証し、将来かかるコストの縮減と平準化を図ることとしている。

公共施設等総合管理計画で示された「維持、管理の適正化」に向けた取り組みをもとに、以下のとおり、学校施設整備保全の基本方針を定めている。

■学校施設整備保全計画の基本方針

- ・構造躯体が健全である建物は適切に修繕を行い、長寿命化対策を行います。
- ・3年に1度の「建築基準法第12条点検」だけでなく「自主点検」を実施し、劣化状況や性能の把握に努めます。

- ・ 予防保全により建物の耐久性向上とサービス機能の維持が行えるよう、改修や修繕計画を立案します。
- ・ 安全性や機能が低下していると判断した施設については、速やかに詳細調査を行ったうえで適切に対応し、施設保全を図ります。
- ・ 施設整備の際には、再生可能エネルギー利用や省エネルギー機器導入など維持管理経費削減の検討を行います。
- ・ 設備更新等において可能な範囲内での民間活力の活用を検討します。
- ・ 施設毎カルテの作成・更新など、施設整備費の把握、修繕・改修メニューとその時期が管理できる仕組みを検討します。

10. 集落の整備

(1) 集落の維持・活性化

①現況と問題点

自治会については、構成人員や戸数の減少、高齢化の進行などから、地域の担い手不足が深刻化しており、活動の停滞がみられる地域がある一方、新興住宅地においては自治会未加入世帯が増加している。

少子高齢化による人口減少などから既存の集落単位の取り組みだけでは集落機能の維持が困難な状況があり、地域自主組織や地域コミュニティによる共助の活動が必要不可欠となっている。

②その対策

集落の維持・活性化を図るために、小規模・高齢化自治会等の集落の運営については、多様な主体の参画のもとで地域運営の中心にある地域自主組織が支えていくことができる共助の仕組みづくりや拠点整備を推進していく。

(2) 地域自主組織等の支援

①現況と問題点

雲南市では、市民が地域の課題を自ら解決していくため、年齢や性別、活動が異なる様々な組織や団体が地縁でつながる「地域自主組織」が市内全域で30組織結成され、その活動拠点施設である交流センターに常設の事務局をもち、地域づくり、生涯学習、地域福祉活動を中心に様々な活動を展開している。

この地域自主組織では様々な地域課題の解決に向き合い、解決しようとしているが、その活動をさらに深め、将来にわたって持続的に運営していくことが重要になってきている。

②その対策

住民自治を主体的に担う地域自主組織と行政が対等な立場に立って、地域の課題やまちづくり全体の課題にあたっていくため、「地域円卓会議」での協議や地域自主組織活動の担い手の育成・確保に向けた支援により、活動の持続的発展を図っていく。

特に、集落における生活機能や防災機能を確保するため、集落機能の強化を図るとともに、日常生活に必要なサービスの提供や支え合いの仕組みづくりを行うなど、地域自主組織による「小さな拠点」の充実を図っていく。

また、その拠点施設となる交流センターの計画的な施設整備を推進し、地域の課題を地域住民が主体的に解決できるような環境づくりに取り組む。

さらに、地域内外の企業、NPO法人、まちづくり団体、社会起業や地域貢献活動に意欲的にチャレンジしようとする若者など、多様な地域づくりの担い手と

地域自主組織の連携協働を図り、地域の持続可能性を高める取り組みを推進する。

加えて、U I ターンの推進や特定地域づくり事業協同組合の取り組み等、様々な分野での地域の担い手を引き続き確保するとともに、地域運営を担う外部人材を広く受け入れていく。

(3) 計画

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
集落の整備	(1) 過疎地域集落再編整備	コミュニティ拠点施設（交流センター）整備事業 新設、大規模改修、修繕、長寿命化等	雲南市	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	地域づくり活動等支援事業	地域自主組織	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

交流センター施設については、公共施設等総合管理計画の実施方針に以下のとおり、基本的な方針を定めている。

■雲南市公共施設等総合管理計画 実施方針

交流センター施設については、第2次総合計画及び総合戦略で重点プロジェクトとして位置付けている大人チャレンジを推進するための地域の活動拠点として全体の中での優先度は高いと判断する。

具体的には、「交流センター施設整備計画」での評価に基づき優先順位を定め、地域の活動拠点及び地域の防災拠点としての機能が発揮できるよう整備を実施していく。

1 1. 地域文化の振興等

(1) 地域文化の振興等

①現況と問題点

雲南市には、39 個の銅鐸が 1 ヲ所から出土した「加茂岩倉遺跡」や、日本で唯一現存する高殿をはじめ、我が国における伝統的な製鉄方法である「たたら製鉄」の実態やそこに従事した人々が生活していた集落(山内)の姿をそのまま残す「菅谷たたら山内」、ヤマタノオロチ伝説を伝承する神話や古くから地域に伝えられてきた神楽など、歴史的・文化的価値をもつ歴史文化遺産が多数存在する。

こうした世代を超えて脈々と受け継がれてきた地域の伝統文化や歴史遺産を次世代に伝えていくため、継承者の育成を図りつつ、保存・継承活動に取り組んでいる。市内外への発信力の強化によりその価値を高めつつあるが、地域文化に対する理解と関心を深めるため、市民が学び、参加することができる機会の提供に努めるなど、郷土への愛着と誇りを育む機会に繋げていく必要がある。

また、各地域に伝わる伝統文化や歴史遺産を地域固有の資源として、さらに磨き上げ、観光や特色あるまちづくりに向けて積極的に活用していく必要がある。

文化芸術の振興については、市民が自主的に創作・発表活動に親しむ場や機会の情報提供に取り組んでおり、今後も優れた幅広い文化芸術に触れ合える機会の充実に努める必要がある。

②その対策

指定文化財の適正な管理により保護・保存するとともに、地域の伝統文化の保存・継承活動を推進し、継承者の育成を図る。

また、加茂岩倉遺跡、菅谷たたら山内、特別天然記念物コウノトリなどの文化財情報を的確に発信するとともに、地域文化に対する理解と関心を深めるため、文化施設等を拠点とした体験・交流活動、広域的な歴史探訪講座等の実施により、地域文化を学び、体感する機会を提供するなど、地域文化の積極的な活用に取り組む。

特に、国指定の重要有形民俗文化財「菅谷たたら山内」は、各施設の老朽化のため、平成 24 年度から保存修理工事に着手しており、修理状況を随時情報発信するとともに、工事完了後の利活用について十分な検討を行い、効果的な活用を図っていく。

このほか、施設の専門的機能を活かした文化芸術活動の拠点形成及び環境づくりを整備するとともに、主体的で特色のある活動を推進していく。

(2) 計画

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
地域文化の振興等	(1) 地域文化振興施設等	「菅谷たたら山内」保存修理事業	雲南市	
	地域文化振興施設	文化施設大規模改修事業	雲南市	R5. 3

1 2．再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 再生可能エネルギーの利用

①現況と問題点

雲南市では、再生可能エネルギーの活用により温室効果ガス削減を推進するため、太陽光発電器や木質チップボイラー等の導入に取り組んでいる。太陽光発電器については、市内の小中学校施設をはじめとする公共施設への導入や個人及び事業所の機器導入に対する補助制度を創設しており、これらを活用した環境教育や普及啓発を行ってきた。

また、平成 24 年度から森林バイオマスエネルギー事業に着手し、林地残材の市民参加型収集運搬システムや市内公共施設への木質チップボイラーの導入により森林資源を活用したエネルギーの地域内循環に取り組んでいる。

今後も、過疎地域に豊富に存在する様々な地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入について引き続き検討し、持続可能なエネルギー供給システムの構築に向けて取り組んでいく必要がある。

②その対策

「雲南市環境基本計画」に基づき、未利用資源を活かしエネルギーを供給していく循環型社会をめざして、行政をはじめとする地域全体の取り組みとして温室効果ガスの削減による脱炭素社会を推進する。特に、太陽光発電機器の導入促進や森林バイオマス事業の円滑な運営を図るとともに、国のエネルギー政策の動向等も見極めつつ、再生可能エネルギー活用の導入拡大を図っていく。

また、クールビズやエコ通勤などの実施や各種省エネ機器の導入などの推奨により、省エネルギー化に向けた活動も推進していく。

1 3. 過疎地域持続的発展特別事業一覧表

事業計画（令和 3 年度～令和 7 年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
産業の振興	(10)過疎地域 持続的発展特 別事業 企業誘致	〈企業立地促進対策事業〉 雲南市産業振興条例の基本方針に基づき、新たに企業立地や雇用促進等に取り組む企業に対し支援し、雇用の場の拡大を図る。	雲南市	市外からの立地企業や地場企業への支援により、地域経済の発展を図り、雇用の維持拡大に繋がる。
		〈新産業創出・経営改革・起業等支援事業〉 雲南市産業振興センターに経営改革・新事業展開・販路開拓・事業承継・起業創業及び企業間ネットワークづくり等を支援する専門員を配置し、市内企業等の事業活動を支援する。	雲南市産業振興センター	新たな事業や起業創業を促進させることにより、地域経済の発展を図り、雇用の維持拡大に繋がる。
子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域 持続的発展特 別事業 児童福祉	〈子ども医療費助成事業〉 子どもの疾病の早期発見及び早期治療を促進するとともに、子どもの健全な育成及び安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを推進するため、子どもの医療費を助成し、若い世代の保護者を中心とした人口の定着（定住）を図る。	雲南市	子育てに係る費用負担を軽減し、子育てしやすい環境を整えることで、出生数の増加など、人口の維持拡大に繋がる。
		〈子どもの活動・相談拠点等総合支援事業〉 乳幼児からの子どもの発達や不登校及び就労などの支援を行う総合的な相談窓口として、子ども家庭支援センター「すワン」の設置運営を行い、若い世代の保護者を中心とした人口の定着（定住）を図る。	雲南市	子育てに係る相談体制を充実し、子育てしやすい環境を整えることで、出生数の増加など、人口の維持拡大に繋がる。
	高齢者・障がい者福祉	〈児童・生徒等「支援・サポート」推進事業〉 児童・生徒等を対象に支援・サポート体制を強化するため、特別な支援を要する幼児、児童・生徒等が適切な教育を受けられるよう、市外の特別支援学校へ子どもを通学させる保護者等に対し通学支援を行い、若い世代の保護者を中心とした人口の定着（定住）を図る。	雲南市	通学支援により、保護者の負担軽減と子どもの必要な学びの場を確保することで、住み慣れた地で安心した生活が送れることに繋がる。

区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
教育の振興	(4)過疎地域 持続的発展特 別事業 幼児教育 義務教育 生涯学習・ス ポーツ	〈児童・生徒等「支援・サポート」推進事業〉 児童・生徒等を対象に支援・サポート体制を強化するため、保護者が安心して市内の保育所、幼稚園、認定こども園、小・中学校へ通学させることができるよう、特別な支援又は生徒指導上の配慮が必要な幼児児童・生徒等に対する支援員・介助員等を学校等へ配置する。 また、不登校児童生徒へのきめ細やかな対応を図るため、教職員等へ指導助言を行うことのできる専門的知識を有する指導主事を配置する。	雲南市	学習面や学校生活等において支援を必要とする幼児児童・生徒に対し、専門人材による適切な教育や指導を行うことで、子ども達の個性や能力を発揮させることができ、次世代を担う人材確保に繋がる。
		〈学校・地域・家庭連携事業〉 学校と地域の連携・協働を図りながら、より有効的な生涯学習施策を展開していくために、地域の生涯学習推進員や地域コーディネーター等への指導助言を行うことのできる専門的知識を有する社会教育主事を配置する。	雲南市	社会教育における専門人材の配置により学校と地域の連携・協働による取り組みを実践することができる、地域全体の教育力を養うことで、次世代を担う人材の育成確保と持続可能な地域づくりに繋がる。
集落の整備	(2)過疎地域 持続的発展特 別事業 集落整備	〈地域づくり活動等支援事業〉 地域自主組織等が自主的に行う「地域づくり」「生涯学習」「地域福祉」など地域課題の解決に向けた活動に要する経費を交付し、地域自主組織を支援する。	地域自主 組織	地域自主組織による地域人材の育成・確保や地域課題を主体的に解決していく活動を支援することで、次世代を担う人材の育成確保と将来にわたる持続的な地域運営に繋がる。